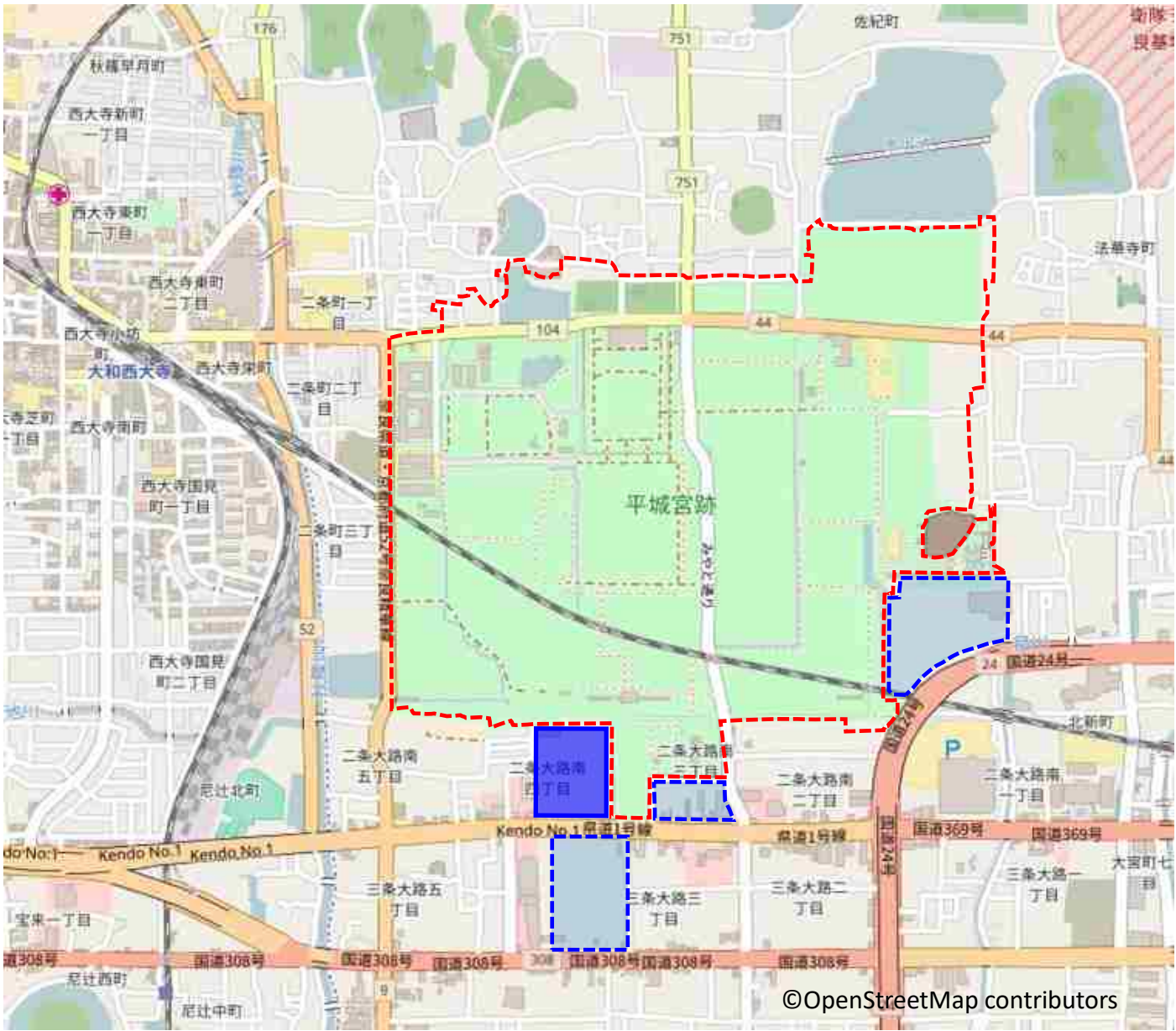


○ 平城宮跡歴史公園 位置図



県営公園区域		観光交流拠点施設 (指定管理者を募集する区域)
		県が整備を予定している区域
国営公園区域		

※平城宮跡歴史公園（観光交流拠点施設）までのアクセス

【公共交通機関】

近鉄大和西大寺駅より 徒歩20分

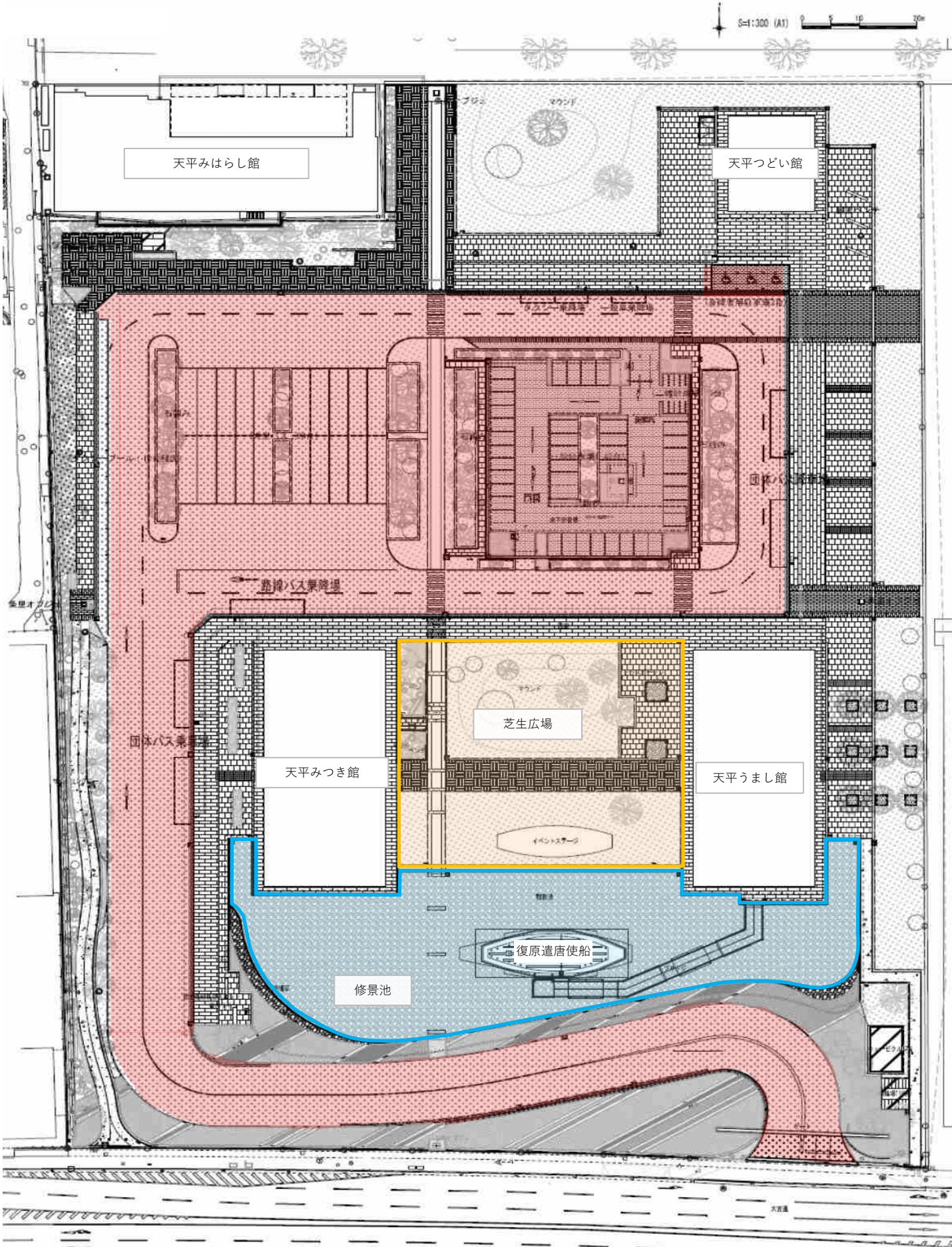
近鉄新大宮駅より 徒歩20分

奈良交通バス（163系統）大和西大寺駅南口方面「朱雀門ひろば」下車すぐ

【車】

県道1号線を西から東進し、左折により入場（右折入場はできません）

平城宮跡歴史公園観光交流拠点施設 敷地平面図



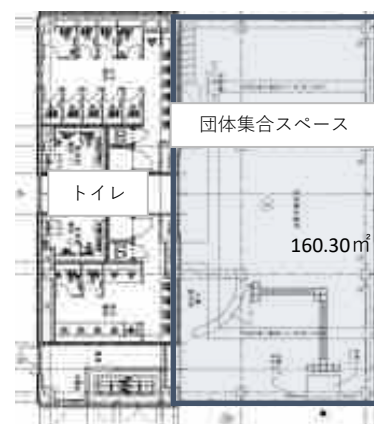
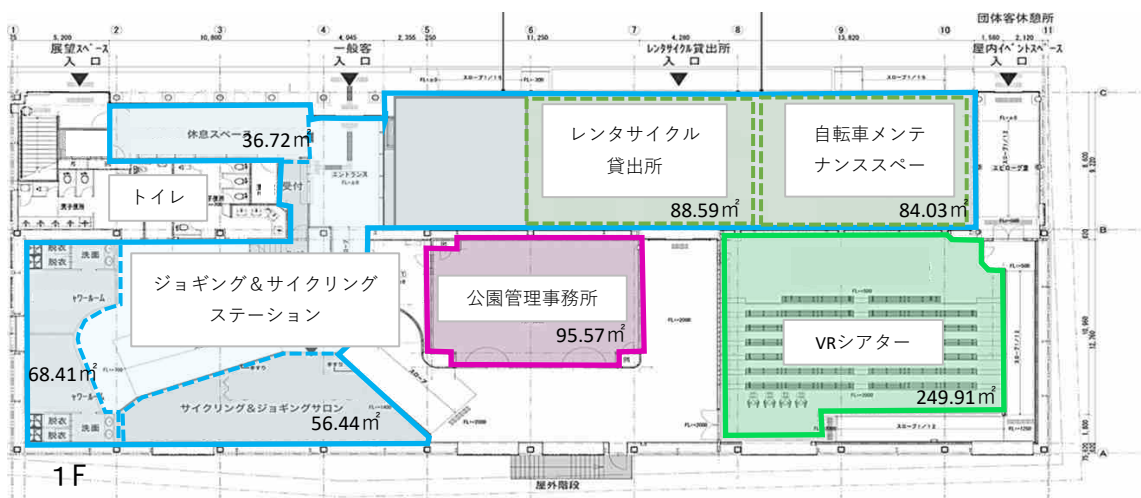
※駐車場(車路を含む)(上図赤色着色箇所)は管理範囲に含まれません。

平城宮跡歴史公園観光交流拠点施設 施設平面図



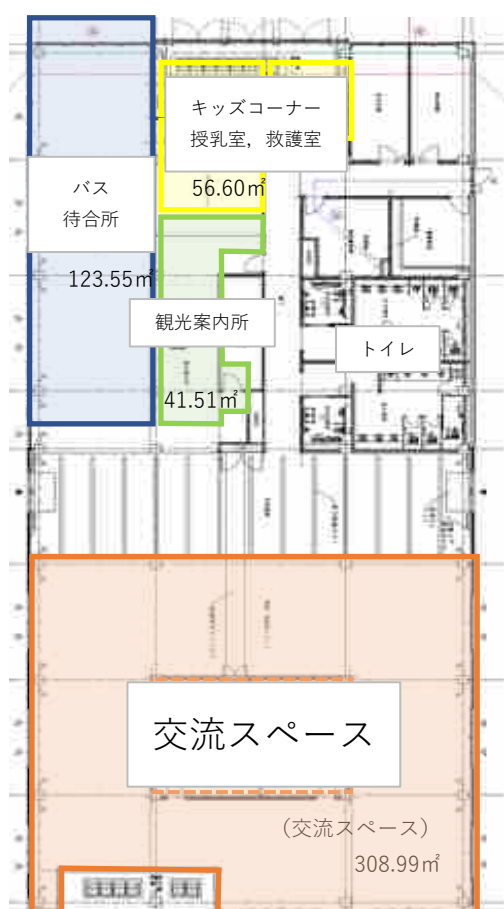
天平みはらし館

鉄骨造/2階建
建築面積：1,275m²
延べ床面積：1,721m²



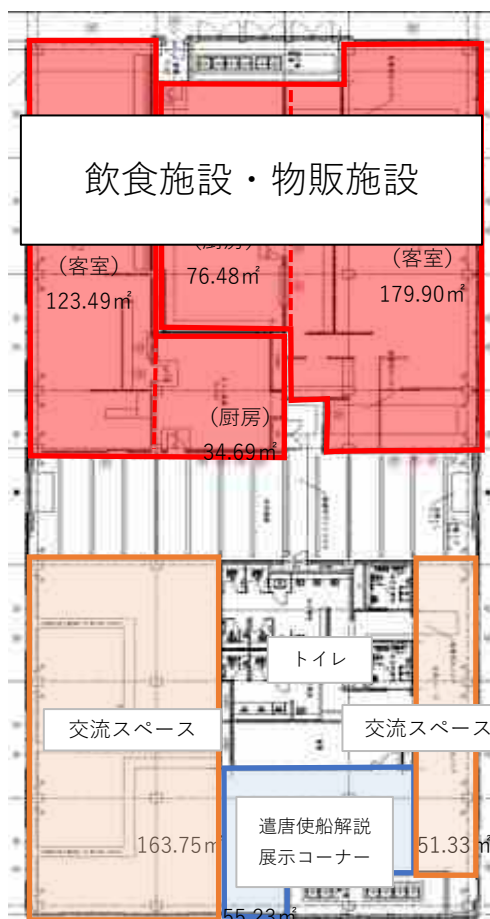
天平つどい館

木造/1階建
建築面積：323m²
延べ床面積：270m²



天平みつぎ館

木造/1階建
建築面積：1,058m²
延べ床面積：945m²



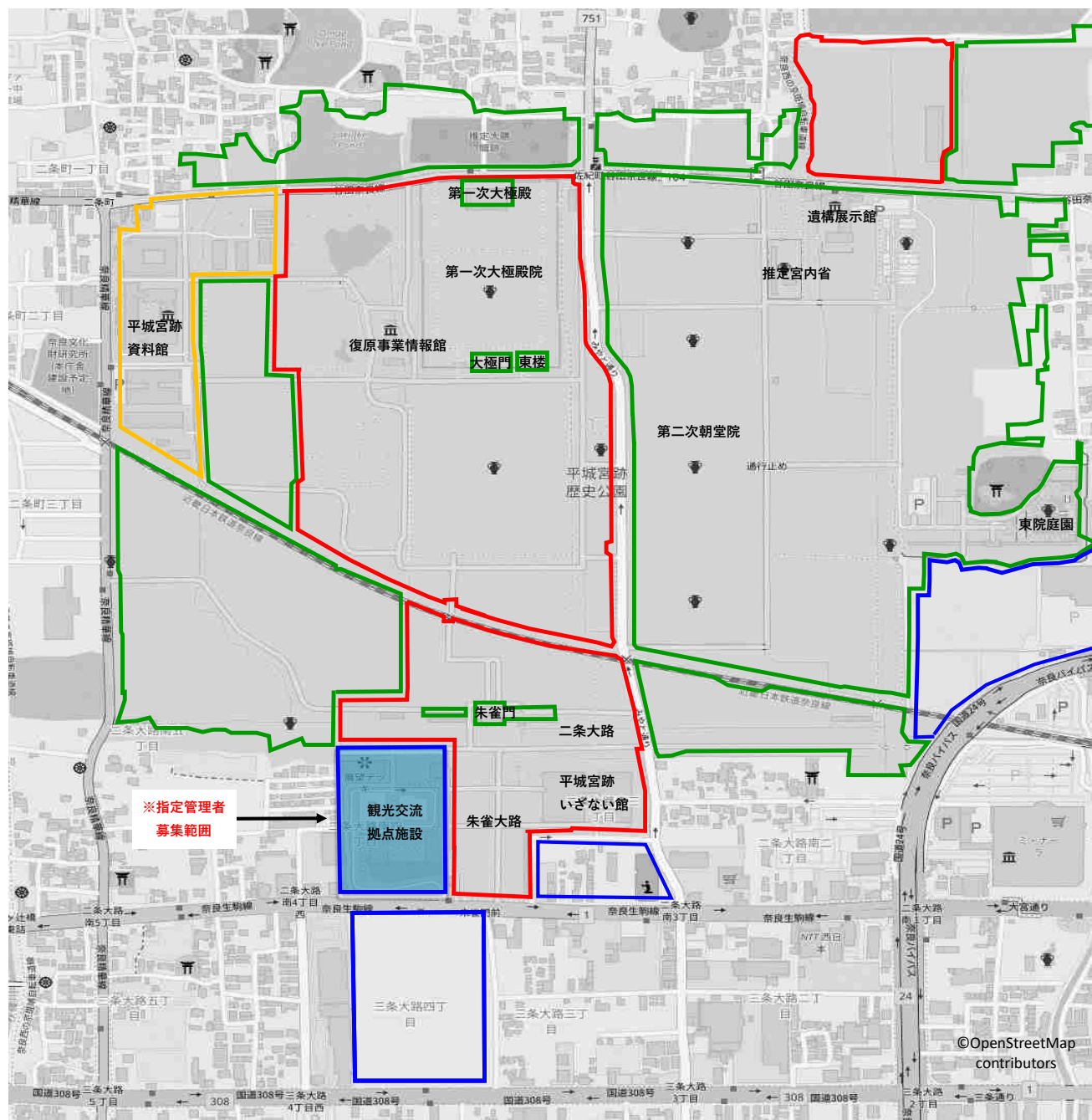
天平うまし館

↓
復原遣唐使船へ

木造/1階建
建築面積：1,058m²
延べ床面積：945m²

○施設パース





凡例

	奈良県管理区域
	国土交通省管理区域
	文化庁管理区域
	奈良文化財研究所 管理区域

※管理区域は今後の整備状況等により変更になることがある

平城宮跡内施設来場者数

管理者	施設名	来場者数(人)							
		平成29年度	平成30年度	令和元年度 (平成31年度)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
奈良県	復原遣唐使船(※)	14,423	171,732	131,271	86,282	75,872	123,260	113,626	131,844
	VRシアター(※)	2,892	50,664	46,012	21,723	23,835	37,480	48,720	51,927
文化庁	朱雀門	100,269	229,472	187,181	127,943	124,202	191,177	186,870	210,966
	第一次大極殿	110,909	115,489	88,357	39,965	37,372	71,925	72,486	59,370
	東院庭園	22,636	31,884	22,234	14,759	13,220	19,324	19,454	20,007
	遺構展示館	31,469	32,748	25,979	13,064	12,957	21,747	20,242	20,004
奈良文化財研究所	平城宮跡資料館	104,279	90,558	71,408	37,913	37,480	39,515	35,295	34,262
国土交通省	平城宮いざない館	23,026	264,367	218,527	156,295	143,845	240,214	236,271	241,708

(※)新型コロナウイルス感染拡大防止のため、令和2年度4月、5月及び令和3年度5月、6月、8月、9月の一部期間につき利用休止。

平城宮跡内県営公園区域で実施されたイベント(令和5年度～令和6年度)

別紙7

開催日	イベント名	参加者数実績
令和5年度		
4/5	明治出前授業「なるほどがいっぱい！カカオ・チョコレート教室」	25 名
4/7～4/30	物産展	1,231 名
4/23	平城京うたひめ演奏会	250 名
4/24	歴史イベント	52 名
5/1～5/31	物産展	2,735 名
5/21	平城京うたひめ演奏会	250 名
5/21	段DAN相撲大会 5月場所	10 名
5/21	センチュリー21 イベント	3,500 名
5/27	歴史イベント	28 名
5/28	食文化研究会「出会い大和の味フェア」	1,000 名
6/1～6/30	物産展	1,868 名
6/17	ムジークフェストなら2023 -薩摩琵琶&尺八コンサート-「天狗の舞」	64 名
6/18	段DAN相撲大会 6月場所	6 名
6/19	レストランIRACA 昼の演奏会	52 名
7/1～7/31	物産展	1,616 名
7/17	段DAN相撲大会 7月場所	16 名
7/22	《2023夏休みワークショップ》「ペーパークラフト「自動販売機を作ろう」」	34 名
7/22	《2023夏休みワークショップ》「昆虫食ワークショップ・観察会」	1 名
7/22	《2023夏休みワークショップ》「昆虫食ワークショップ」	2 名
7/23	《2023夏休みワークショップ》「入浴剤のバスボムづくり」	3 名
7/23	《2023夏休みワークショップ》「親子で楽しむ夏の思い出ワークショップ」	3 名
7/24	《2023夏休みワークショップ》「下水道仕組みについて」	15 名
7/26	《2023夏休みワークショップ》「キッズカフェ(ピザづくり)」	15 名
7/26	《2023夏休みワークショップ》「入浴剤のバスボムづくり」	3 名
7/26	《2023夏休みワークショップ》「巣箱づくり」	4 名
7/26	《2023夏休みワークショップ》「親子で楽しむ夏の思い出ワークショップ」	4 名
7/27	《2023夏休みワークショップ》「食育セミナー 明治飲むヨーグルトづくり」	14 名
7/29	《2023夏休みワークショップ》「サイエンススクール」	53 名
7/30	《2023夏休みワークショップ》「入浴剤のバスボムづくり」	8 名
7/30	《2023夏休みワークショップ》「親子で楽しむ夏の思い出ワークショップ」	9 名
7/31	《2023夏休みワークショップ》「理数脳を育てる雑学教室 基礎編」	6 名
8/1～8/31	物産展	2,717 名
8/2	《2023夏休みワークショップ》「入浴剤のバスボムづくり」	1 名
8/3～8/6	映画上映会「失踪リバイバル」	237 名

注 令和5年度から令和6年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載

平城宮跡内県営公園区域で実施されたイベント(令和5年度～令和6年度)

別紙7

開催日	イベント名	参加者数実績
8/5	《2023夏休みワークショップ》「SDキッズ工作」	1 名
8/6	周遊イベント	未計測
8/6	《2023夏休みワークショップ》「SDキッズ工作」	7 名
8/6	《2023夏休みワークショップ》「親子で楽しむ夏の思い出ワークショップ」	5 名
8/6	段DAN相撲大会 8月場所	8 名
8/7	《2023夏休みワークショップ》「理数脳を育てる雑学教室 応用編」	8 名
8/8	《2023夏休みワークショップ》「キッズカフェ(ピザづくり)」	30 名
8/9	《2023夏休みワークショップ》「入浴剤のバスボムづくり」	6 名
8/10	《2023夏休みワークショップ》「ペーパークラフト「自動販売機を作ろう」」	26 名
8/13	平城京 燈花会	300 名
8/18～8/20	「天平たなばた祭 自主事業出店」	15,700 名
8/23	《2023夏休みワークショップ》「キッズカフェ(ピザづくり)」	9 名
8/27	《2023夏休みワークショップ》「薬を学び、患者を救え！」	10 名
9/1～9/30	物産展	1,773 名
9/10	歴史イベント	53 名
9/18	段DAN相撲大会 9月場所	31 名
9/18	かりうち体験会	30 名
9/24	平城京うたひめ演奏会	300 名
9/30	さわって学ぶさんすうランド	80 名
10/1～10/31	物産展	2,779 名
10/14	歴史イベント	35 名
10/21～10/22	うましみつき祭(天平祭 秋)	2,000 名
10/28	平城京うたひめ演奏会	300 名
11/1～11/30	物産展	3,096 名
11/18	五感で楽しむ平城宮跡歴史公園	21 名
11/18	平城京うたひめ演奏会	200 名
11/19	平城京うたひめ演奏会	300 名
11/23	プログラミングコンテスト&教育系ワークショップ こども屋台村	500 名
11/26	キッチンカーフェス	1,800 名
12/1～12/31	物産展	1,862 名
12/11、12/15	占い祭り	67 名
12/12～12/31	タンDEM自転車(2人乗り自転車)	5 名
12/22	キッズカフェ	15 名
12/23	クリスマスコンサート IN 平城京	120 名
12/23～12/31	冬のイルミネーション	未計測

注 令和5年度から令和6年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載

平城宮跡内県営公園区域で実施されたイベント(令和5年度～令和6年度)

別紙7

開催日	イベント名	参加者数実績
1/1～1/31	物産展	1,924 名
1/1～1/3	お正月外売り	500 名
1/4	奈良県音楽芸術協会総会 & 音楽演奏会	57 名
1/6～1/7	こどものあそびば	281 名
1/13	キッズカフェ	16 名
1/13～1/14	周遊イベント「奈良まほろばウルトラウォーキング100km」	233 名
1/13～1/14	鉄道アイドルのグッズ販売・サイン会	58 名
1/14	歴史イベント	57 名
1/20	車の撮影会	12 名
1/27	若草山焼き鑑賞会	39 名
1/27～1/28	大立山祭り 外売	1,100 名
2/1～2/29	物産展	1,675 名
2/11	歴史イベント	54 名
2/12	キッズカフェ	19 名
2/24～2/25	奈良鉄道まつり2024冬	5,309 名
2/24～2/25	こどものあそびば	513 名
3/1～3/31	物産展	2,513 名
3/2	天理高原マルシェ	150 名
3/9	キッズカフェ	13 名
3/17	醤油づくり体験	13 名
3/18	レストランIRACA 昼の演奏会	38 名
3/23～3/24	こどものあそびば	120 名
3/24	ごっこ市	35 名
3/24	音楽イベント	76 名
3/25	こどものまなびば	18 名
3/27	こどものまなびば	28 名
3/28	こどものまなびば	11 名
3/30～3/31	こどものあそびば	225 名
令和6年度		
4/1～4/30	物産展	2,741 名
4/1	こどものまなびば	20 名
4/3	こどものまなびば	29 名
4/4	こどものまなびば	32 名
4/21	春の平城京うたひめ演奏会	180 名
4/27～4/29	こどものあそびば	987 名

注 令和5年度から令和6年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載

平城宮跡内県営公園区域で実施されたイベント(令和5年度～令和6年度)

別紙7

開催日	イベント名	参加者数実績
5/1～5/31	物産展	3,147 名
5/1～5/31	平城宮周遊型謎解きイベント	272 名
5/5	sunsunマルシェ	1,800 名
5/11	キッズカフェ	24 名
5/12	母の日ワークショップ	31 名
5/15	ミラクルイベント(写真展 等)	100 名
5/19	春の平城京うたひめ演奏会	100 名
5/25～5/26	古都マルシェ	2,208 名
5/25～5/26	こどものあそびば&ごっこ市	635 名
6/1～6/30	物産展	2,334 名
6/1～6/30	平城宮跡周遊型謎解きイベント	191 名
6/1～6/2	鉄道アイドルのグッズ、鉄道中古部品即売会	23 名
6/9	さくらんぼ市	400 名
6/15～6/16	こどものあそびば	552 名
6/16	キッズカフェ	9 名
6/29	薩摩琵琶 & 尺八の演奏会	62 名
6/29～6/30	ナマケモノフェスティバル	195 名
7/1～7/31	物産展	1,742 名
7/1～7/31	平城宮跡周遊型謎解きイベント	140 名
7/1～7/5	奈良鉄道祭り～独占トイレール～	5 名
7/6～7/7	奈良鉄道祭りwith sunsunマルシェ	4,363 名
7/6～7/7	こどものあそびば	299 名
7/22	こどものまなびば夏休みワークショップ《自由に自由にBIGPAPER》	32 名
7/24	こどものまなびば夏休みワークショップ《キッズカフェ・ピザを作ろう》	24 名
7/26	こどものまなびば夏休みワークショップ《きみだけのオリジナルストラップを作ろう！》	10 名
7/29	夏の平城京うたひめ演奏会	150 名
7/29	こどものまなびば夏休みワークショップ《ダイードリンコ・ペーパークラフト自動販売機を作ろう》	26 名
7/30	こどものまなびば夏休みワークショップ《つまみ細工・夏祭りに、浴衣に似合う髪飾り作り》	4 名
7/31	こどものまなびば夏休みワークショップ《樹脂粘土で寄せ植えワークショップ》	1 名
8/1～8/31	物産展	2,459 名
8/1	こどものまなびば夏休みワークショップ《樹脂粘土で寄せ植えワークショップ》	8 名
8/2	こどものまなびば夏休みワークショップ《みんなで楽しく歌いましょう！》	2 名
8/4	こどものまなびば夏休みワークショップ《きみだけのオリジナルストラップを作ろう！》	26 名
8/5	こどものまなびば夏休みワークショップ《つまみ細工・夏祭りに、浴衣に似合う髪飾り作り》	20 名
8/6	こどものまなびば夏休みワークショップ《自由に自由にBIG PAPER》	16 名

注 令和5年度から令和6年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載

平城宮跡内県営公園区域で実施されたイベント(令和5年度～令和6年度)

別紙7

開催日	イベント名	参加者数実績
8/7	こどものまなびば夏休みワークショップ《キッズカフェ・ピザを作ろう》	27 名
8/11	「こどものまなびば」夏休みワークショップ《平城京天体教室》	48 名
8/17～8/18	こどもくらぶ作品展	350 名
8/24～8/25	カラオケ大会	39 名
9/1～9/30	物産展	2,246 名
9/7	鉄道アイドル9月の会	15 名
9/14	ならの市(国営エリアで開催されているイベントと同時開催)	2,500 名
9/21～9/23	こどものあそびば	476 名
9/21	キッズカフェ	25 名
10/1～10/31	物産展	3,458 名
10/1～10/31	タンデム自転車	30 名
10/6	平城京うたひめ演奏会	250 名
10/10	歴史講座	107 名
10/11～10/14	秋の散楽フェスタ	107,495 名
10/20	奈良鉄道アイドル10月の会	23 名
10/26～10/27	平城京ハロウィンパーティーwithSUNSUNマルシェ	4,700 名
11/1～11/30	物産展	3,855 名
11/1～11/30	タンデム自転車	33 名
11/1～11/30	天平衣装体験	39 名
11/1～11/30	サイクリング周遊観光	15 名
11/3	平城京うたひめ演奏会	300 名
11/16	歴史講座	89 名
11/17	BULL BEAT (犬用品物販・キッチンカー等)	2,000 名
11/30	薩摩琵琶&尺八の演奏会	21 名
12/1～12/31	物産展	2,422 名
12/1～12/31	タンデム自転車	19 名
12/1～12/31	天平衣装体験	11 名
12/1～12/31	サイクリング周遊観光	9 名
12/13	歴史講座	74 名
1/1～1/31	物産展	2,348 名
1/1～1/31	タンデム自転車	19 名
1/1～1/31	天平衣装体験	6 名
1/1～1/31	サイクリング周遊観光	4 名
1/18	ハワイアンフラダンスショー	200 名
1/18	「映画『ななこの恋わずらい』上映会&トーク会」	50 名

注 令和5年度から令和6年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載

平城宮跡内県営公園区域で実施されたイベント(令和5年度～令和6年度)

別紙7

開催日	イベント名	参加者数実績
2/1～2/28	物産展	1,841 名
2/1～2/28	タンデム自転車	4 名
2/1～2/28	天平衣装体験	6 名
2/1～2/28	サイクリング周遊観光	2 名
2/9	「歴史にふれる！お仕事体験」	24 名
2/14～2/15	奈良鉄道祭り2025冬	5,800 名
3/1～3/31	物産展	2,491 名
3/1～3/31	タンデム自転車	43 名
3/1～3/31	天平衣装体験	14 名
3/1～3/31	サイクリング周遊観光	4 名
3/13	世界緑内障習慣グリーンライトアップ	15 名
3/20	歴史講座	39 名
3/22～3/23	こどものあそびば	1,141 名
3/25	こどものまなびば(つまみ細工に挑戦)	7 名
3/26	こどものまなびば(自動販売機を作ろう)	29 名
3/27	こどものまなびば(デコパーツで宝箱づくり)	3 名
3/27	こどものまなびば(キラキラスノードームづくり)	12 名
3/27	こどものまなびば(音楽の楽しさを体験しよう！)	9 名
3/28	こどものあそびば(デコパーツで宝箱づくり)	7 名
3/28	こどものまなびば(キラキラスノードームづくり)	17 名
3/28	こどものまなびば(シアターお仕事体験)	4 名
3/29	sunsunマルシェ	2,000 名
3/31	こどものまなびば(つまみ細工に挑戦)	未計測

注 令和5年度から令和6年度において実施されたもので、奈良県が把握しているものについて記載

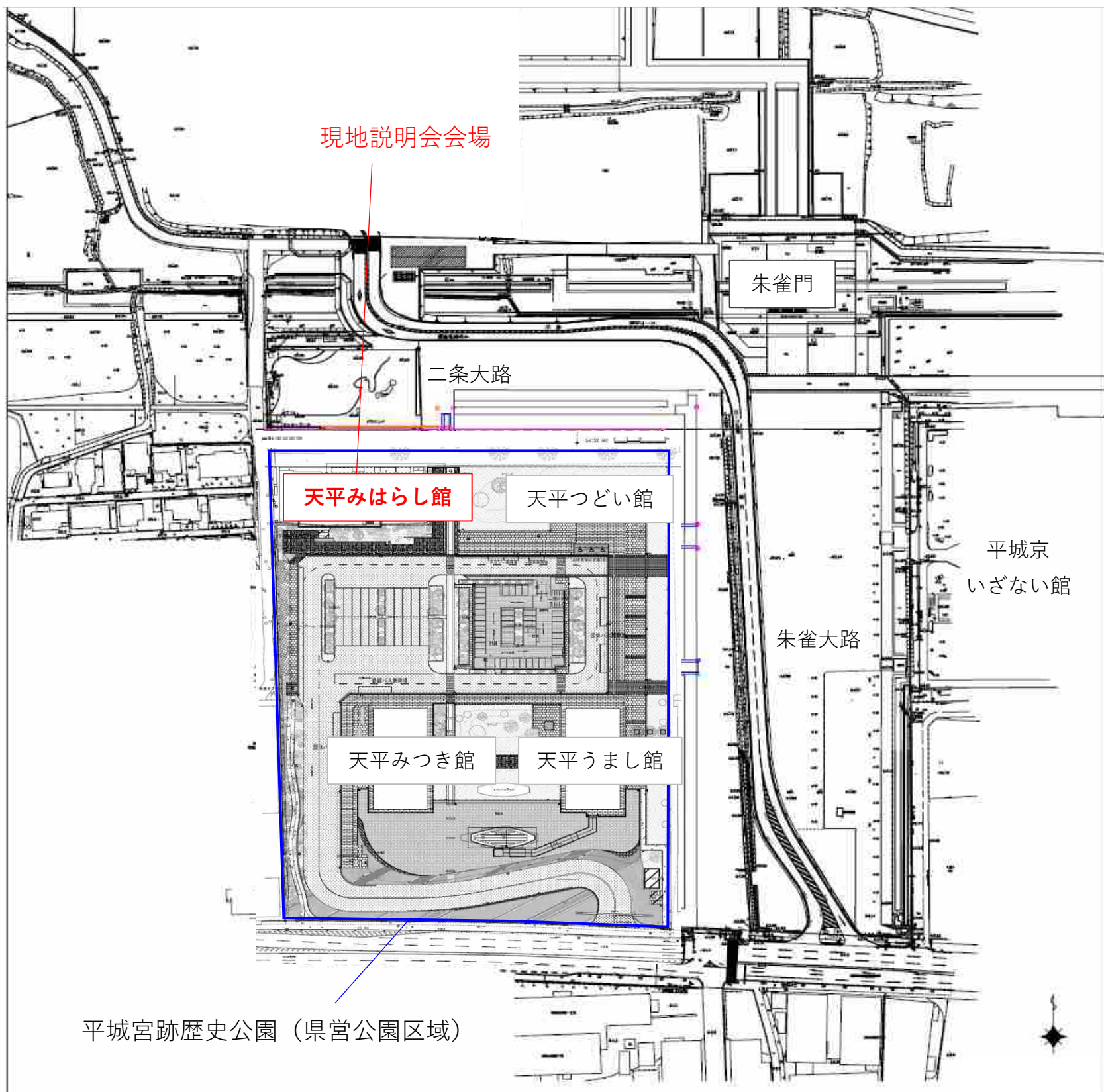
平城宮跡内県営公園区域における駐車場利用実績

(単位:台)

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
平成29年度	普通車												2,051	2,051
	バス												14	14
平成30年度	普通車	4,974	3,760	2,577	2,009	3,126	2,705	2,224	1,975	1,101	1,389	1,156	1,615	28,611
	バス	207	630	371	175	69	156	421	389	101	112	73	158	2,862
令和元年度 (平成31年度)	普通車	3,171	2,823	1,968	2,022	2,666	2,641	2,286	3,151	2,198	2,707	1,861	2,155	29,649
	バス	218	578	398	97	36	156	334	297	81	61	56	6	2,318
令和2年度	普通車	929	887	1,877	2,399	3,618	2,799	3,041	3,357	2,378	2,474	2,892	3,208	29,859
	バス	8	0	1	12	10	156	460	381	72	8	15	52	1,175
令和3年度	普通車	2,427	0	501	2,089	2,366	2,508	4,206	4,682	3,120	3,915	2,769	4,196	32,779
	バス	11	8	56	115	3	3	432	143	143	13	5	25	957
令和4年度	普通車	4,646	5,521	3,156	3,629	5,942	4,408	5,490	4,525	3,384	4,216	3,271	4,555	52,743
	バス	112	378	375	61	24	135	462	419	110	27	71	80	2,254
令和5年度	普通車	3,965	4,846	3,238	3,531	5,316	3,997	4,897	4,240	3,343	4,488	3,738	4,085	49,684
	バス	132	448	421	53	18	131	423	406	89	29	53	62	2,265
令和6年度	普通車	4,959	5,380	3,705	3,452	5,058	4,125	6,201	4,836	3,671	4,612	3,245	4,494	53,738
	バス	91	407	447	85	16	127	415	365	109	51	79	58	2,250

※バスの台数については、平城宮跡へ直接来園した台数を記載。(奈良公園からの回送(駐機)を除く)

現地説明会 位置図



(条例第 8 条関係 特定公契約特約条項)

特定公契約特約条項

(総則)

- 第 1 条 この特約条項は、この特約条項が添付される協定（以下「本協定」という。）と一体をなす。
- 2 奈良県及び本協定の受注者は、本協定が奈良県公契約条例（平成 26 年 7 月奈良県条例第 11 号。以下「条例」という。）第 2 条第 2 号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成 26 年 10 月奈良県規則第 33 号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和 39 年 5 月奈良県規則第 14 号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本協定を誠実に履行しなければならない。
- 3 この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

(関係法令の遵守)

- 第 2 条 受注者は、条例第 6 条第 2 号の規定に基づき、本協定の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。
- (1) 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）第 4 条第 1 項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第 3 条に規定する最低賃金額（同法第 7 条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）第 11 条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- (2) 健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）第 48 条の規定による被保険者（同法第 3 条第 4 項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (3) 厚生年金保険法（昭和 29 年法律第 115 号）第 27 条の規定による被保険者（同条に規定する 70 歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (4) 雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 4 条第 1 項に規定する被保険者について、同法第 7 条の規定による届出を行うこと。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和 44 年法律第 84 号）第 4 条の 2 第 1 項の規定による届出を行うこと。

(特定公契約履行責任者の選任)

- 第 3 条 受注者は、条例第 9 条及び施行規則第 7 条の規定に基づき、協定締結後速やかに、特定公契約履行責任者 1 人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 2 受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 3 受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

(特定労働者への明示)

- 第 4 条 受注者は、条例第 10 条及び施行規則第 8 条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。
- (1) 本協定が条例に規定する特定公契約であること。
- (2) 受注者及び下請負者等は、本協定の履行について、第 2 条各号に掲げる事項の遵守を約していること。
- (3) 特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本協定の履行について、第 2 条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、奈良県又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができること。
- 2 前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うこともできる。
- 3 奈良県は、第 1 項の規定による明示の状況を確認するものとする。
- 4 奈良県及び受注者は、第 1 項第 3 号による申出を受けたときは、誠実に対応しなけ

ればならない。

- 5 奈良県及び受注者は、本協定に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外のものから、受注者が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。
- 6 受注者は、労働者が第1項第3号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(下請負者等への明示及び指導)

- 第5条 受注者は、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第11条の規定に基づき、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。
- (1) 下請負者等は、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
 - (2) 下請負者等は、条例第12条の規定に基づき、本協定に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。
 - (3) 下請負者等は、条例第13条から第15条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。
 - (4) 下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。
 - (5) 下請負者等が、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。
- 2 受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。
 - 3 受注者は、条例第11条第2項の規定に基づき、下請負者等が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

(賃金支払状況等の報告)

- 第6条 受注者は、条例第12条及び施行規則第9条の規定に基づき、奈良県が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、奈良県に提出しなければならない。
- 2 受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて奈良県に提出しなければならない。
 - 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を奈良県に報告しなければならない。

(説明等の要求)

- 第7条 受注者は、条例第13条及び施行規則第10条の規定に基づき、奈良県が説明等を求めたときは、奈良県が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。
- 2 前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により奈良県に説明等を行わなければならない。
 - 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により奈良県に報告しなければならない。

(立入調査)

第8条 奈良県は、条例第14条第1項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第11条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。

2 受注者は、奈良県の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。

3 受注者は、奈良県の職員が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。

4 奈良県は、条例第14条第1項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査のほか、県外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第14条、施行規則第11条及び前3項の例による。

(措置報告)

第9条 奈良県は、条例第15条第1項及び施行規則第12条第1項の規定に基づき、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めたときは、受注者にその内容を通知するものとする。

2 受注者は、奈良県から前項による通知を受けたときは、条例第15条第2項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、奈良県が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第15条第3項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

4 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

5 受注者は、第2項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の保存)

第10条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本協定の履行完了後2年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(提出書類の様式)

第12条 この特約条項に基づく提出書類の様式は、奈良県が別に指示するところによる。

(その他)

第13条 条例、施行規則、奈良県契約規則、本協定及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて奈良県と受注者が協議して定める。

平城宮跡歴史公園の指定管理に関する協定書（案）

奈良県

目 次

第1章 総 則	1
第1条（本協定の目的）	1
第2条（信義誠実の原則）	1
第3条（指定期間）	1
第2章 業務の範囲と実施条件	1
第4条（管理対象施設等）	1
第4条の2（備品の所有権等）	2
第5条（本業務の範囲及び実施条件）	2
第6条（甲と乙の業務分担）	2
第3章 本業務の実施にあたっての留意事項	3
第7条（法令遵守等）	3
第8条（個人情報保護）	3
第8条の2（奈良県公契約条例の遵守）	4
第9条（秘密の保持）	4
第10条（帳簿等の備え付け）	4
第11条（文書管理）	4
第12条（環境配慮）	4
第13条（会計年度及び経理区分）	4
第14条（利用促進のための広報の実施）	5
第15条（利用者等満足度調査等の実施）	5
第16条（自主事業の実施）	5
第17条（運営目標の設定）	5
第18条（運営評価の実施）	5
第19条（施設予約システムの運用）	5
第20条（使用承認書に用いる名称及び印影）	6
第21条（総括管理責任者の報告）	6
第22条（連絡体制）	6
第23条（緊急時の対応）	6
第24条（管理運営業務準備等）	6
第25条（業務の一部の第三者への委託）	7
第26条（施設等の修繕）	7
第27条（所有権・維持管理）	7
第4章 業務実施に係る乙の報告事項等	7
第28条（年間業務計画書）	7

第 29 条（事業実績報告書）	8
第 30 条（例月業務報告書）	8
第 31 条（決算書類の提出）	8
第 32 条（資料等の提出要求への対応）	8
第 33 条（業務実施状況の確認と改善指示）	8
第 34 条（事業の調査等）	9
第 34 条の 2（評価の実施）	9
第 5 章 委託料及び利用料金	9
第 35 条（委託料の策定）	9
第 36 条（委託料の支払い）	10
第 37 条（委託料の変更）	10
第 38 条（利用料金収入の取扱い）	10
第 39 条（利用料金の決定）	11
第 40 条（利用料金の減免）	11
第 41 条（公園使用料）	11
第 6 章 損害賠償及び不可抗力等	12
第 42 条（リスク分担）	12
第 43 条（損害賠償義務）	13
第 44 条（第三者への賠償）	13
第 45 条（不可抗力等発生時の対応）	13
第 46 条（不可抗力等による一部の業務実施の免除）	13
第 7 章 指定期間の終了	13
第 47 条（業務の引継ぎ等）	14
第 48 条（原状回復義務）	14
第 49 条（備品の引き継ぎ）	15
第 50 条（使用承認及び利用料金）	15
第 8 章 指定期間終了日前の指定の取消し	15
第 51 条（本業務の継続が困難になった場合等の報告）	15
第 52 条（乙の責めによる指定の取り消し）	16
第 53 条（不可抗力等による指定の取り消し）	17
第 54 条（指定を取り消した場合の取り扱い）	17
第 9 章 その他	17
第 55 条（乙による改善等の申出）	17
第 56 条（監査委員等による監査）	18
第 57 条（情報公開）	18
第 58 条（重要事項の変更の報告）	18
第 59 条（禁止事項）	18
第 60 条（請求、通知等の方法等）	18

第 61 条（共同体による場合）	18
第 62 条（協定の変更）	19
第 63 条（年度協定の締結）	19
第 64 条（疑義についての協議）	19
・ 個人情報取扱特記事項	20
・ 特定公契約特約条項	22
・ 別紙 1 管理対象施設等	26
・ 別紙 2 サービスの向上にかかる評価シート	31
・ 別紙 3 使用承認書に用いる印影	32
・ 別紙 4 県と指定管理者との連絡体制	33
・ 別紙 5 年間業務計画書の書式	34
・ 別紙 6 業務実績報告書の書式	45
・ 別紙 7 例月業務報告書の書式	54
・ 別紙 8 モニタリングのフロー図	57
・ 別紙 9 利用料金承認申請書の書式	58
・ 別添 平城宮跡歴史公園管理運営業務仕様書	

平城宮跡歴史公園指定管理に関する協定書

奈良県（以下「甲」という。）と平城宮跡歴史公園の指定管理者である〇〇（以下「乙」という。）とは、平城宮跡歴史公園の指定管理に関する協定（以下「本協定」という。）を締結する。

第 1 章 総 則

（本協定の目的）

第1条 本協定は、都市公園法（昭和31年法律第79号）及び奈良県立都市公園条例（以下「公園条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、甲と乙が相互に協力し、乙が行う平城宮跡歴史公園管理運営業務（以下「本業務」という。）を適正かつ円滑に推進するため必要な事項を定めるものとする。

（信義誠実の原則）

第2条 甲および乙は、互いに協力し信義を重んじ、対等な関係に立って本協定を誠実に履行しなければならない。

（指定期間）

第3条 指定期間は、令和8年4月1日から令和11年3月31日までとする。

第 2 章 業務の範囲と実施条件

（管理対象施設等）

第4条 乙が行う本業務の対象となる施設、設備及び備品（長期間継続して使用保存することができる物品のうち、取得価格が2万円以上（令和7年4月1日以降に取得する物品は取得価格が10万円以上）のものをいう。以下同じ。）は、別紙1のとおりとする。

- 2 乙は、前項の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）を本業務のために無償で使用できるものとする。
- 3 乙は、善良なる管理者の注意をもって施設等を管理し、常に良好な状態に保たなければならない。
- 4 乙は、業務を行うにあたって施設等の意匠や機能の一部の変更等を行おうとする場合、事前に甲と協議し、その承認を得なければならない。

(備品の所有権等)

第4条の2 本業務の実施に伴い、利用料金収入や指定管理委託料を使用して乙が購入した備品の所有権は、すべて甲に帰するものとする。

2 前項の備品を購入した場合は、乙は、第30条の規定による例月報告にあわせ、甲に報告するものとする。

3 甲は、別紙1のほか新たに備品を購入した場合、又は前項の規定による報告を受けた場合には、必要に応じて別紙1を修正し、乙に通知するものとする。

4 乙は、善良な管理者の注意を怠り、管理物品をき損又は滅失したときは、それによって生じた損害・損失や追加費用を甲に賠償又は自己の費用で当該物品と同等の機能及び価値を有する物品を購入もしくは調達しなければならない。指定期間の終了後、又は指定の取消し後も同様とする。ただし甲が特別の事情があると認めたときは、甲は、その全部または一部を免除することができるものとする。

5 前項にかかわらず、経年劣化等による備品の更新などの場合は、甲乙協議により対応を決定する。

(本業務の範囲及び実施条件)

第5条 乙が実施する本業務の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 公園条例第8条第1項第14号に規定する公園施設の使用の承認に関する業務
- (2) 平城宮跡歴史公園の公園施設の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）の收受等に関する業務
- (3) 公園条例第9条第1項又は第2項の規定による第1号の承認に係る監督処分に関する業務
- (4) 公園条例第10条の規定による届出の受理に関する業務
- (5) 公園条例第5条の規定による平城宮跡歴史公園の利用の禁止又は制限に関する事項
- (6) 平城宮跡歴史公園の施設等の維持管理に関する業務
- (7) 平城宮跡歴史公園の施設等の供用に関する業務
- (8) 平城宮跡歴史公園の利用の促進に関する業務
- (9) 前各号に掲げるもののほか、甲が必要と認める業務

2 乙は、公園条例及び指定申請書で乙が提案した内容に基づき、本協定締結後、各関係機関等との協議及び甲との協議を経て確定する事業内容により、本業務を行うものとする。

3 前項に定める業務の細目及び乙が業務を実施するにあたって満たさなければならない条件は、本協定に定めるほか、別途業務仕様書に定めることができる。

(甲と乙の業務分担)

第6条 甲と乙の業務分担は、下記に区分するとおりとする。

業務内容	甲	乙
①施設（建築物、園路・広場・工作物、設備、備品、展示施設等）の保守点検		○

②施設の維持管理（植栽管理、清掃等含む）		○
③施設の修繕	1件100万円 （税込み）を超えるもの	1件100万円 （税込み）以下のもの
④公園施設の整備、大規模改修	○	※
⑤事故、災害等による施設の修繕	○	責めに帰する場合
⑥災害時対応（待機連絡体制確保、被災状況の調査・報告、応急措置）	指示等	○
⑦有料施設の使用承認、利用料金の収受		○
⑧施設の運営管理（利用指導、案内業務、苦情対応等）		○
⑨施設の広報	公園内の案内チラシの作成、公園外での広報・PR	ホームページの作成
⑩施設の誘客促進		○
⑪公園の法的管理（占用許可、行為許可、公園施設の設置管理許可 等）	○	受付等申請者との調整
⑫その他法令等により地方公共団体の長のみが行うことができる権限（使用料の強制徴収、不服申立てに対する決定）	○	
⑬施設の火災保険の加入	○	
⑭施設管理者賠償責任保険の加入		○
⑮「利用者等満足度調査」の実施		○
⑯その他、本業務に関して県が依頼する調査の実施		○

※公園施設の整備のうち、事業計画書で指定管理者により提案があったもので、県が認めたものについては、指定管理者の負担により整備を行うことができる。

第3章 本業務の実施にあたっての留意事項

（法令遵守等）

第7条 乙は、本協定、第61条に規定する年度協定、業務仕様書及び業務計画書（指定管理者の応募にあたり、乙が指定管理者指定申請書に添えて提出した事業計画書をいう。）に従うほか、第1条に定める法令及び奈良県公契約条例（平成26年奈良県条例第11号）その他の関係法令等を遵守して本業務を実施するものとする。

（個人情報の保護）

第8条 乙又は本業務に従事する者（乙から業務委託を受けて本業務に従事する者を含む。）は、本業務の実施に伴う個人情報の取り扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を守らなければならない。

(奈良県公契約条例の遵守)

第8条の2 乙は、奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号）を遵守しなければならない。

(秘密の保持)

第9条 乙又は本業務に従事する者（乙から業務委託を受けて本業務に従事する者を含む。）は、本業務の実施によって知り得た秘密及び甲の行政事務等で一般に公開されていない事項を外部へ漏らし、又は本業務以外の目的に使用してはならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(帳簿等の備え付け)

第10条 乙は、次の各号に掲げる帳簿等を作成のうえ備え置くとともに、甲から要求があったときは閲覧等に応じなければならない。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 備品台帳（別紙1に記載の備品のほか、本業務の実施に伴い指定期間中に乙が購入した備品は必ず記帳のこと。）
- (3) 修繕記録簿
- (4) 施設保守点検に関する記録簿
- (5) 清掃作業に関する記録簿
- (6) 警備巡回・安全点検に関する記録簿
- (7) 植栽管理作業に関する記録簿
- (8) 日報記録
- (9) 使用申込書綴り
- (10) その他本業務を実施するにあたり必要となる帳簿等

(文書管理)

第11条 乙は、本業務を行うにあたり作成し又は取得した文書等を適正に管理し、当該文書等を作成し又は取得した年度終了後最長7年間保存しなければならない。指定期間が満了し、又は指定を取り消された後においても同様とする。

(環境配慮)

第12条 乙は、本業務の実施にあたっては、省エネルギーの徹底と温室効果ガスの排出抑制に努めるとともに、廃棄物の排出抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に努めなければならない。また、環境負荷の軽減に配慮した物品等の調達（グリーン調達）に努めなければならない。

(会計年度及び経理区分)

第13条 本業務に係る会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

- 2 乙は、本業務に係る会計と乙の他の事業（第16条に規定する自主事業を含む。）に係る会計を区分して経理しなければならない。

（利用促進のための広報の実施）

第14条 乙は、施設の利用促進を図るため、効果的な広報を実施しなければならない。

- 2 乙が作成した施設のホームページは、甲のホームページからリンクさせることとする。

（利用者等満足度調査等の実施）

第15条 乙は、施設の利用者ニーズを把握するとともにサービスの向上についての情報を得るため、甲の指示に基づき利用者等満足度調査を実施し、調査実施後1ヶ月以内にその結果を別紙様式2により甲に報告しなければならない。また、甲が依頼する本業務に関する調査を実施し、その結果を甲に報告しなければならない。

- 2 乙は、前項の調査結果を以後の本業務の運営改善に活用するよう努めなければならない。

（自主事業の実施）

第16条 乙は、平城宮跡歴史公園の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により、自主事業を実施することができるものとする。

- 2 乙は、自主事業を実施する場合は、第27条に規定する年間業務計画書にその内容を記載するものとする。また、年間業務計画書に記載の無い自主事業を実施しようとする場合は、事前に甲に対し自主事業実施計画書を提出し、協議を行わなければならない。

- 3 甲と乙は、自主事業の実施に当たり、必要に応じて協議を行うものとする。

（運営目標の設定）

第17条 乙は、甲と協議のうえ、利用者サービスの向上、施設の効果的な管理等に関する毎年度の運営目標を定め、第27条に規定する年間業務計画書に記載しなければならない。

（運営評価の実施）

第18条 乙は、毎年度終了後、前条の運営目標の達成度を自己評価し、その結果を第28条に規定する事業実績報告書に記載しなければならない。

（施設予約システムの運用）

第19条 施設の利用予約をオンラインサービスで受け付ける場合は、乙は、別添業務仕様書に含まれる「奈良スーパーアプリ利用要綱-指定管理者向け-」により行わなければならない。

(使用承認書に用いる名称及び印影)

第20条 乙が使用承認書に用いる名称は「平城宮跡歴史公園指定管理者 ○○」とし、使用承認書に用いる印影は別紙3のとおりとする。

2 甲は、前項の名称及び印影を公表するものとする。

(総括責任者の報告)

第21条 乙は、本業務の実施のために配置する管理人員の内1名を総括責任者とし、総括責任者が不在となる際には、総括責任者の職務を代理で行うことのできる代理者を配置しなければならない。

2 乙は、前項の総括責任者及びその代理者（以下「総括責任者等」という。）を定め、甲の指定する日までに甲に報告しなければならない。

3 乙は、指定管理期間中、総括責任者を変更してはならない。ただし、合理的な理由があり、県の事前の合意を得た場合はこの限りではない。

4 乙は、責任者等を変更しようとするときは、変更の10日前までに甲に申し出なければならない。

(連絡体制)

第22条 甲と乙の連絡体制は別紙4のとおりとし、これを変更する場合は、甲乙互いにその都度報告するものとする。

(緊急時の対応)

第23条 本業務の実施に関連して事故や災害等の緊急事態が発生した場合又はそのおそれが生じた場合、乙は、速やかに必要な措置を講じるとともに、甲を含む関係者に対して緊急事態の内容その他必要な事項を通報しなければならない。

2 事故等が発生した場合、乙は、甲と協力し事故等の原因調査に当たるものとする。

(管理運営業務準備等)

第24条 乙は、指定期間の開始日に先立ち、本業務の実施に必要な資格者及び人材を確保し、必要な研修等を行わなければならない。

2 乙は、必要と認める場合には、指定期間の開始日に先立ち、甲に対して管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 甲は、乙から前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 乙は、指定管理開始日以降、別紙1に示す施設内の主な建物、及び設備、備品を維持管理するものとする。

5 甲と乙は、管理運営業務開始に向けて必要な協議、調整を行い、協力して事前準備を行うものとする。

(業務の一部の第三者への委託)

第25条 乙が本業務の一部を第三者に委託しようとする場合は、乙は委託する業務の内容及び委託の相手方を甲に報告しなければならない。

- 2 乙が本業務の一部を第三者に委託する場合は、すべて乙の責任及び費用において行うものとし、本業務に関して当該第三者の責めに帰すべき事由により生じた損害及び損失については、すべて乙が負担するものとする。
- 3 乙が本業務の一部を第三者に委託する場合、奈良県公契約条例、同施行規則その他関連する通知等を遵守しなければならない。

(施設等の修繕)

第26条 施設等の修繕のうち、一件100万円（税込み）以下のものは乙が実施し、一件100万円（税込み）を超えるものについては、乙から甲への申し出に基づいて甲が行うものとする。ただし、一件100万円（税込み）を超える修繕の実施の要否については、甲が判断する。

- 2 甲への申し出なく行われた修繕については、すべて乙が負担するものとする。ただし、緊急に必要でありやむを得ないと甲が認めた場合は、この限りでない。
- 3 甲は、施設等に通常有すべき安全性を欠いている場合又はそのおそれのある場合には、一件100万円（税込み）以下の修繕について、乙にその実施を命じることができる。

(所有権・維持管理)

第27条 甲は、指定期間中、本業務に基づき乙が設置した管理運営を行う施設等の所有権を保有するものとする。

- 2 施設等の設置に伴う手続き及び構造等に瑕疵や不備がある場合は、甲乙が協議のうえで補修などの適切な処置をおこなうものとする。
- 3 維持管理上の不備等により甲または第三者に損害を与えた場合、乙はその損害によって生じた費用を甲又は第三者に賠償しなければならない。

第4章 業務実施に係る乙の報告事項等

(年間業務計画書)

第28条 乙は、毎事業年度開始の1ヶ月前までに、甲と協議のうえ次の各号に示す事項を記載した年間業務計画書（別紙5による）を作成し、甲に提出しなければならない。

- (1) 本業務の年間実施計画に関する事項
- (2) 収支計画に関する事項
- (3) 運営目標に関する事項
- (4) 自主事業の実施計画に関する事項
- (5) その他甲が指示する事項

(事業実績報告書)

第29条 乙は、毎事業年度終了後、4月30日（土、日、休日の場合は直前の平日）までに、事業の実績について中間報告を行い、5月31日（土、日、休日の場合は直前の平日）までに次の各号に示す事項を記載した事業実績報告書（別紙6による）を作成のうえ甲に提出し、甲の確認を得なければならない。

- (1) 本業務の実施状況に関する事項
- (2) 管理施設の利用状況に関する事項
- (3) 料金収入の実績及び管理経費等の収支状況等に関する事項
- (4) 修繕の執行状況に関する事項
- (5) 運営目標の達成度に関する自己評価、課題分析
- (6) 自主事業の実施状況に関する事項
- (7) その他甲が指示する事項

(例月業務報告書)

第30条 乙は、次の各号に示す事項を記載した例月業務報告書（別紙7による）を翌月の10日（土、日、休日の場合は直前の平日）までに甲に提出しなければならない。

- (1) 管理施設の利用状況及び料金収入の実績に関する事項
- (2) 利用者からの要望、苦情、トラブル等の対応状況に関する事項
- (3) 修繕、維持管理運営に関する事項
- (4) その他甲が指示する事項

(決算書類の提出)

第31条 乙（乙が共同体の場合は、乙を構成する全ての構成員）は、自社の決算終了後1ヶ月以内に決算書類（貸借対照表、損益計算書、キャッシュフロー計算書）を甲に提出しなければならない。

(資料等の提出要求への対応)

第32条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第10項の規定に基づき報告を求める場合のほか、甲が必要があると認め資料等の提出を求めた場合は、合理的な理由がある場合を除いて、乙はこれに応じなければならない。なお、指定期間終了後、又は指定取消し後についても同様とする。

(業務実施状況の確認と改善指示)

第33条 甲は、事業実績報告書の確認のほか、甲と乙による定例会議を毎月、連絡会議を6ヶ月毎に開催し、業務履行確認、目標値に対する評価・分析、情報交換、乙の意見、提案の受入等を行うものとする。（別紙8モニタリングのフロー図）

- 2 甲は第1項のほか、乙による業務実施状況を確認することを目的として、随時、施設等へ立ち入ることができる。また、甲は乙に対して、本業務の実施状況や本業務に係る管理経費等の収支状況等について、随時説明を求めることができる。
- 3 乙は、合理的な理由がある場合を除いて、前項の申出に応じなければならない。
- 4 第29条及び本条第1項、第2項による確認の結果、乙による業務実施が業務仕様書等、甲が示した条件を満たしていないと認める場合は、甲は乙に対して業務の改善の指示その他必要な指示をするものとする。
- 5 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかに業務の改善等必要な措置をとらなければならない。

(事業の調査等)

- 第34条 甲は必要と認める場合、本業務の状況について自ら調査を行い、又は乙に報告を求めることができる。甲が調査を行う場合には、乙は協力しなければならない。
- 2 甲は、前項の調査又は報告により、本業務が適切に実施されていないと認める場合、乙に対し、その改善を指示することができる。
- 3 乙は、甲から前項の指示を受けた場合、その指示に従わなければならない。

(評価の実施)

- 第34条の2 甲は、乙が行う本業務の実施について、評価（指定管理者制度導入施設に係る評価及び平城宮跡歴史公園指定管理者選定審査会による評価・検証を含む。）を実施するものとし、その結果を公表する。
- 2 甲は、前項の評価の結果、必要と認める場合には、乙に対して業務の改善等を指示するものとする。
- 3 乙は、前項の指示を受けた場合は、速やかにそれに応じなければならない。

第5章 委託料及び利用料金

(委託料の策定)

- 第35条 平城宮跡歴史公園の管理に要する経費は、利用料金収入、自主事業収入、及び甲から支払う委託料によって賄うこととし、このうち指定期間中に甲が支払う委託料の額は、下記の統計資料等を参考とし、次条第1項に定める総額の範囲内において、甲が、乙と協議のうえ毎年度決定する。
- (1) 事業計画書で提示された額
 - (2) モニタリング結果
 - (3) 利用料金、自主事業収入額などの財務資料

(委託料の支払い)

- 第36条 甲は、本業務実施の対価として、乙に対して次の委託料を支払う。

指定期間中の委託料の総額（消費税及び地方消費税を含む）

〇〇〇, 〇〇〇, 〇〇〇千円

（うち修繕費は各年度 3, 1 0 0 千円、天平みはらし館の V R シアター運営にかかる人件費は各年度 4, 3 9 9 千円、）

- 2 甲が乙に対して支払う各年度の委託料の額、それに含まれる修繕費の額及び天平みはらし館の V R シアター運営にかかる人件費は、前条により甲が決定した金額を基礎として毎年度の予算成立後に確定することとし、確定後、甲が乙に通知する。
- 3 甲は、前項の委託料を次の四半期に分割して支払うものとし、各期の支払は、前項の通知にあわせて通知する。
 - (1) 第1期（4月から6月）
 - (2) 第2期（7月から9月）
 - (3) 第3期（10月から12月）
 - (4) 第4期（1月から3月）
- 4 乙は、四半期毎の最初の月の 1 5 日までに、当該期の委託料の支払いに関する請求書を甲に送付するものとする。甲は、当該請求書を受領してから30日以内に乙に対して当該期の委託料を支払うものとする。
- 5 第2項により通知する年度ごとの委託料に含まれる修繕費及び天平みはらし館の V R シアター運営にかかる人件費について、乙は、翌年度の4月10日（土、日、休日の場合は直前の平日）までに使用した額を報告するものとする。各事業において使用しなかった額が生じた場合は、4月末までに甲に返還するものとする。ただし、修繕費については、指定期間の最終年度を除き、乙は当該使用しなかった額を翌年度に繰り越して、修繕に使用することができるものとする。

（委託料の変更）

- 第37条 甲または乙は、指定期間中に災害等不測の事態の発生により前条第1項の委託料が不相当となったと認めたときは、相手方に対して委託料の変更を申し出ることができるものとする。）
- 2 甲または乙は、前項の申出を受けた場合は、協議に応じなければならない。
 - 3 変更の可否や変更すべき金額等については、前項の協議により決定のうえ、必要な措置を講じるものとする。

（利用料金収入の取扱い）

- 第38条 乙は、本施設に係る利用料金を乙の収入として、収受するものとする。

（利用料金の決定）

- 第39条 利用料金は、公園条例及び奈良県立都市公園条例施行規則（昭和35年3月奈良県規則第15号）に定める使用料の額の範囲内で、あらかじめ甲の承認を得て乙が定めるものとする。

- 2 乙は、前項の利用料金の額を定めようとするときは、利用料金の額を適用しようとする日の2か月前までに利用料金承認申請書（別紙9）を甲に提出し、承認を受けなければならない。
- 3 甲は、前項の承認をしたときはその内容を公表するものとする。
- 4 乙は、利用料金の額並びに利用料金の減免及び還付の基準を利用者にわかりやすく表示しなければならない。

（利用料金の減免）

第40条 乙は、次の各号に掲げる者について、更衣室・シャワー室の利用、レンタサイクルの利用については利用料金の全額を、宮跡展望室（貸会議室）については利用料金の2分の1を減ずるものとする。

- (1) 身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を所持する障害児及び障害者（以下、「障害者」という。）
- (2) 障害者並びにその介助を行う者を主な構成員とし、専ら障害者のために活動している団体で、かつ、奈良県障害福祉課において「県有施設減免利用登録団体」として登録された団体

（公園使用料）

第41条 乙が、自主事業において都市公園法第5条に基づく公園施設の設置管理、都市公園法第6条に基づく占有、公園条例第3条に基づく行為を行う場合は、甲が指定する期日までに公園の使用料（以下「使用料」という。）を甲に支払わなければならない。ただし、乙が単独で行う事業で、事業内容が公園の設置目的に合致し、収益性がないものであるなど、一定の要件を満たす場合は、免除となる事がある。

- 2 乙が管理する公園施設の使用料は以下のとおりとする。
- 飲食・物販施設 月額 946,200円（税込み）
- 3 乙は、前項の使用料を次の半期ごとに支払うものとし、各期の支払は、甲が指定する日までに支払うものとする。
- (1) 第1期（4月から9月）
 - (2) 第2期（10月から3月）
- 4 乙による2の使用料の支払いに遅延があった場合、甲はこれを甲乙間の信頼関係が失われた事由とすることができる。

第6章 損害賠償及び不可抗力等

（リスク分担）

第42条 指定期間中の甲乙のリスクの分担は次のとおりとする。ただし、ここに定めるものの以外の事項については甲乙協議により決定する。

リスクの種類	内容	負担者	
		甲	乙
法令変更	乙が行う本業務に影響のある法令等の変更	○	
第三者賠償	本業務の遂行上第三者に損害を与えた場合		○
物価	指定管理者決定後のインフレ、デフレ		○
不可抗力等	自然災害、暴動・テロ等の人災等による業務の変更、中止、延期 ※1	甲乙協議	
資金調達	必要な資金確保（自主事業）		○
事業の変更・中止・延期	甲の責任による変更・中止・延期	○	
	乙の責任による変更・中止・延期		○
	乙の事業放棄・破綻		○
申請コスト	申請費用の負担		○
引継コスト	施設運営の引継ぎ費用の負担		○
施設競合	競合施設による利用者減、収入減		○
需要変動	当初の需要見込みと異なる状況		○
運営費の膨張	甲以外の要因による運営費の膨張		○
施設損傷リスク	通常利用による施設、機器の損傷		○
	施設の隠れた瑕疵等、甲の責めによるもの	○	
	管理上の瑕疵等、乙の責めによるもの		○
	不可抗力等によるもの ※1	甲乙協議	
債務不履行	甲の協定内容の不履行	○	
	乙の事由による業務又は協定内容の不履行		○
性能リスク	甲が要求する仕様の不適合に関するもの		○
損害賠償	施設、機器等の不備による事故	甲乙協議	
	施設管理上の瑕疵による事故		○
警備リスク	乙の警備不備によるもの		○
運営リスク	施設、機器等の不備又は、施設管理上の瑕疵並びに火災等の事故による臨時休館等に伴う運営リスク	甲の帰責 ○	乙の帰責 ○ ※2、3

※1 不可抗力等とは、自然災害、暴動・テロ等の人災、伝染病、第三者による不法行為その他甲乙双方の責めに帰すことのできない事由をいう。

※2 自主事業に係り、食中毒等の事故が発生した場合や販売上のトラブル等が発生した場合、または利用者等から苦情があった場合の運営リスクも含む。

※3 施設・機器等の不備又は施設管理上の瑕疵等による事故への対応のため、乙はリスクに応じた保険（施設賠償保険など）に加入するものとする。

- 2 乙は、甲が自ら実施するイベント等の管理運営業務に伴い休業等のリスクが発生した場合を含め、いかなる場合においても、甲に対し休業補償等を請求することができない。

(損害賠償義務)

第43条 乙は、故意若しくは過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、乙の負担により原状回復しなければならない。

- 2 乙の故意又は過失により、本業務に関し甲に前項以外の損害が生じた場合は、乙はその損害を賠償しなければならない。

(第三者への賠償)

第44条 本業務の実施において、第三者に損害が生じた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。ただし、その損害が乙の責めに帰すことができない事由による場合は、その限りではない。

- 2 甲は、乙の責めに帰すべき事由により発生した損害について第三者に対して賠償した場合、乙に対して、賠償した金額及びその他賠償に伴い発生した費用を求償することができるものとする。

(不可抗力等発生時の対応)

第45条 自然災害、暴動・テロ等の人災、伝染病、第三者による不法行為その他甲乙双方の責めに帰すことのできない事由(以下「不可抗力等」という。)が発生し、又は発生するおそれがある場合は、乙は、直ちに必要な対応措置をとるとともに、発生する損害・損失を最小限にするよう努めなければならない。

- 2 法令の制定改廃により、新たな対応措置が必要となった場合は、乙は、速やかに当該対応措置をとらなければならない。

- 3 不可抗力等の発生に起因して、甲又は乙に損害・損失が発生した場合は、甲と乙は協議を行い、その費用の負担等について決定するものとする。

(不可抗力等による一部の業務実施の免除及び停止)

第46条 不可抗力等の発生により本業務の一部の実施ができなくなったと認められた場合は、その限度において本協定に定める業務の実施の義務を免れるものとする。

- 2 乙が不可抗力等により業務の事部を実施できなかった場合は、甲は、乙が免れた業務に係る費用の額を委託料から減額することができるものとする。

- 3 不可抗力等の発生により公園施設等が復旧困難な被害を受けた場合、甲は、乙に対して当該施設等に関する業務の全部の停止を命じることがある。

- 4 災害発生時において、公園を広域避難場所として使用する場合、甲は、乙に対して業務の一部又は全部の停止を命じることがある。

第7章 指定期間の終了

(業務の引継ぎ等)

第47条 乙は、本協定の指定期間の終了に際して、甲又は甲が指定する次期の指定管理者に対し、次期の指定管理者が円滑かつ支障なく管理運営業務を遂行できるよう、業務に必要な情報等を遅滞なく提供し、本業務の引継ぎ等を行わなければならない。

2 甲は、必要と認める場合は、本協定の指定期間の終了に先立ち、乙に対して甲又は甲が指定する次期の指定管理者による管理施設の視察を申し出ることができるものとする。

3 乙は、前項の申出を受けた場合は、合理的な理由のある場合を除いてその申出に応じなければならない。

4 第11条の規定にかかわらず、乙は、次の帳簿等を甲又は甲が指定する次期の指定管理者に引き継ぐものとする。

- (1) 金銭出納簿
- (2) 備品台帳（別紙1に記載の備品のほか、本業務の実施に伴い指定期間中に乙が購入した備品は必ず記帳のこと。）
- (3) 修繕記録簿
- (4) 施設保守点検に関する記録簿
- (5) 清掃作業に関する記録簿
- (6) 警備巡回・安全点検に関する記録簿
- (7) 植栽管理作業に関する記録簿
- (8) 日報記録
- (9) 使用申込書綴り
- (10) その他本業務を実施するにあたり必要となる帳簿等

(原状回復義務)

第48条 乙は、本協定の指定期間の終了までに、指定期間の開始日を基準として施設等を原状に回復し、甲に対して施設等を引き渡さなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、甲が認めた場合には、乙は、施設等の原状回復は行わずに、甲に対して施設等を引き渡すことができるものとする。

(備品の引き継ぎ)

第49条 本協定の指定期間の終了に際し、乙は、甲又は甲が指定する次期の指定管理者に対して備品を引き継がなければならない。

(使用承認及び利用料金)

第50条 乙は、指定期間が終了するまでの間は、指定期間の終了の日の翌日以降に係る施設の使用承認の業務を行うものとする。

- 2 乙は、指定期間の終了の日の翌日以降の日に係る施設の利用料金を収受したときは、甲又は甲が指定する次期の指定管理者に当該利用料金を引き継がなければならない。

第8章 指定期間終了日前の指定の取消し

(本業務の継続が困難になった場合等の報告)

第51条 乙は、次の各号のいずれかに該当することとなったときは、速やかにその旨を甲に報告しなければならない。

- (1) 本業務の継続が困難になったとき又はそのおそれが生じたとき
- (2) 募集要項において定めた下記の欠格条項のいずれかに該当することとなったとき（乙がグループの場合は、乙を構成するもののいずれかが該当することとなった場合を含む。）

ア 奈良県議会の議員、知事、副知事、並びに地方自治法第180条の5第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役又はこれらに準ずべき者、支配人及び清算人(以下「役員等」という。)である法人。ただし、知事、副知事、並びに同条第1項及び第2項に規定する委員会の委員又は委員が役員等である法人で地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第122条に規定するもの(甲が出資しているものに限る。)については、この限りではない。

イ 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第2項の規定により、本県における一般競争入札の参加を制限されている法人

ウ 甲から指名停止を受けている法人

エ 会社更生法、民事再生法又は商法に基づき更生、再生又は会社整理の申立手続をしている法人

オ 奈良県税、法人税、消費税(地方消費税含む。)及び市町村税(奈良県内の市町村に納税義務の生じたものに限る。)を滞納している法人

カ 役員に法律行為を行う能力を有しない者、破産者で復権を得ない者及び禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者がいる法人

キ 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)

ク 暴力団又はその構成員(暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。)若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある法人等

ケ 上記キ及びク並びにそれらの構成員(以下「暴力団等」という。)の利益となる活動(暴力団等と取引をし、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団等の維持運営に協力し、又は関与することをいう。以下同じ)を行う法人等

コ 役員等(法人の場合は、役員及び経営に事実上参加している者、法人格のない団体にあってはその代表者及び経営に事実上参加している者をいう。以下同じ。)が、暴力団等の利益となる活動を行う法人等

サ 役員等が暴力団等と社会的に不適切な交友関係(相手方が暴力団等であることを知りながら、会食、遊戯、旅行、スポーツ等を共にするような交友関係をいう。)を継続的に有している法人等

(3)本協定に係る業務の履行に当たって、暴力団又は暴力団員等から不当介入を受けたとき

(乙の責めによる指定の取り消し)

第52条 甲は、地方自治法第244条の2第10項の規定により、乙が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、乙に対して必要な指示を行い、期間を定めて改善計画の提出及び実施を求めることができるものとする。

(1)乙が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき

(2)業務に関し不正行為があったとき

(3)甲に対し虚偽の報告等をし、または正当な理由なく報告等を拒んだとき

(4)乙の責めに帰すべき事由により、本業務の継続が困難となったとき又はそのおそれが生じたとき。

(5)前条第2号アからカまでに規定する欠格条項のいずれかに該当することとなったとき(乙がグループの場合は、乙を構成するもののいずれかが該当することとなった場合を含む。)

2 前項の場合において、乙が期間内に改善することができなかったときは、甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとする。

3 乙が、前条第2号キからサに規定する欠格条項に該当することとなったときは、甲は、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消すものとする。

4 甲は、前2項に基づいて指定の取り消し、又は期間を定めて本業務の全部又は一部の停止を行おうとするときは、事前にその旨を乙に通知するとともに、乙に意見陳述の機会を与えるものとする。ただし、公益上緊急の必要があり、意見陳述のための手続きを執ることができないときは、この限りでない。

5 第2項及び第3項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙に損害・損失が生じても、甲はその賠償の責めを負わないものとする。

6 第2項及び第3項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、乙は受領済みの委託料の全部又は一部を甲に返還しなければならない。

- 7 第2項及び第3項の規定により指定を取り消し、又は本業務の全部又は一部の停止を命じた場合において、甲に損害が生じたときは、乙はその損害を賠償しなければならない。

(不可抗力等による指定の取り消し)

- 第53条 甲または乙は、不可抗力等の発生により、本業務の継続が困難と判断した場合は、相手方に対して指定取り消しの協議を要求することができるものとする。
- 2 前項の協議の結果、本業務の継続が困難と判断された場合、甲は指定の取り消しを行うものとする。
- 3 前項の取り消しによって発生する損害・損失の額及びそれらの負担区分は、甲と乙の協議により決定するものとする。

(指定を取り消した場合の取り扱い)

- 第54条 第48条から第50条までの規定は、前2条の規定により指定を取り消した場合に準用する。
- 2 前2条の規定により指定を取り消した場合は、乙は、指定を取り消された日までの、第29条の規定に準じて作成した事業実績報告書及び第30条の規定に準じて作成した例月業務報告書を、甲が指定する日までに甲に提出しなければならない。

第9章 その他

(乙による改善等の申出)

- 第55条 乙は次のいずれかに該当する場合、甲に対して改善等の実施を申し出ることができるものとする。
- (1) 甲が本協定内容を履行せず、又はこれらに違反したとき
- (2) 甲の責めに帰すべき事由により乙が損害または損失を被ったとき
- 2 甲は、前項の申出を受けた場合、乙との協議を経てその処置を決定するものとする。

(監査委員等による監査)

- 第56条 乙が行う本業務に係る出納関連の事務が、監査委員又は包括外部監査人、個別外部監査人による監査の対象となった場合は、乙はその監査を受けなければならない。

(情報公開)

- 第57条 乙が甲に提出した文書等は、奈良県情報公開条例(平成13年3月奈良県条例第38号)第2条第2項に規定する行政文書として同条例の適用を受けるものとする。

(重要事項の変更の報告)

第58条 乙は、乙の定款、名称、主たる事務所の所在地、代表者に変更があった場合は、直ちに甲にその旨を報告しなければならない。(乙がグループの場合は、乙を構成するもののいずれかが該当することとなった場合を含む。)

(禁止事項)

第59条 乙は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
2 乙は、本協定によって生ずる権利または義務を第三者に譲渡し、または承継させてはならない。ただし、あらかじめ、甲の承認を得た場合は、この限りではない。

(請求、通知等の方法等)

第60条 本協定に関する甲乙間の要求、通知、申出、報告、指示及び承認は、特別の定めがある場合を除き原則として書面により行わなければならない。
2 乙の代表者は、甲の事前承認を得たときは、本協定書記載の報告書等の提出等を乙の社員に委任することができる。
3 前項の場合、乙の代表者は甲に当該事項に係る委任状を提出するものとする。

(共同体による場合)

第61条 乙を構成する各構成員は、協同連帯して本業務を実施するものとし、本協定上の責務は構成員が連帯してその責務を負担するものとする。
2 甲は、本協定に基づく全ての行為を共同体の代表者に対して行うものとし、甲が当該代表者に対して行った全ての行為は、乙を構成する全ての構成員に対して行ったものとみなす。また、乙は甲に対して行う本協定に基づく全ての行為について、当該代表者を通じて行わなければならない。
3 甲は、乙の代表者に対して本協定に基づく行為を行うことができない場合は、その旨を相手方に伝え、乙を構成する構成員のいずれかに当該行為を行うことができる。この場合においては、甲が乙を構成する構成員のいずれかに当該行為を行ったときは、甲は乙に対して当該行為を行ったものとみなす。

(協定の変更)

第62条 本業務に関し、事情の変更により本協定を変更する必要があるときは、協議により、本協定を変更することができるものとする。

(年度協定の締結)

第63条 本協定に定めるほか、指定期間中の各年度の業務実施に関して、特に定める必要のある事項が生じた場合は、甲と乙は協議のうえ、別途年度協定を締結することができるものとする。

(疑義についての協議)

第64条 本協定の各条項等の解釈について疑義を生じたとき又は本協定に特別の定めのない事項については、甲と乙の協議により、これを定めるものとする。

2 前項の協議が成立しないときは、甲の定めるところによるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲、乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和〇年〇月〇日

甲

所在地 奈良県奈良市登大路町30番地

名称 奈良県

代表者 奈良県知事 山下 真 印

乙(指定管理者)

所在地 〇〇県〇〇市〇〇町123番地4

名称 株式会社〇〇

代表者 代表取締役社長 〇〇 〇〇 印

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないように、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、また同様とする。

(収集の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、当該事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第4 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的に利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(漏えい、滅失及びき損の防止)

第5 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第6 乙は、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるように、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該契約による事務に関して知り得た個人情報を他人に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、個人情報の違法な利用及び提供に対して罰則が適用される可能性があることその他個人情報の保護に関して必要な事項を周知しなければならない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を甲の承諾なしに複写し、又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、甲が承諾した場合を除き、この契約による事務については自ら行い、第三者にその取扱いを委託してはならない。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を処理するために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の完了後、直ちに、甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

(取扱状況についての指示等)

第10 甲は、必要があると認めるときは、随時、個人情報の取扱状況について、乙に対して、必要な指示を行い、若しくは報告若しくは資料の提出を求め、又は調査をすることができる。この場合において、乙は、拒んではならない。

(事故発生時における報告)

第 11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生ずるおそれのあることを知ったときは、速やかに、甲に報告し、甲の指示に従うものとする。

(損害賠償等)

第 12 乙は、その責めに帰すべき事由により、この契約による事務の処理に関し、甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。再委託先の責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときも、また同様とする。

2 甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に反していると認めるときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができるものとする。

特定公契約特約条項

(総則)

- 第1条 この特約条項は、この特約条項が添付される協定（以下「本協定」という。）と一体をなす。
- 2 奈良県及び本協定の受注者は、本協定が奈良県公契約条例（平成26年7月奈良県条例第11号。以下「条例」という。）第2条第2号に規定する特定公契約であることに鑑み、条例、奈良県公契約条例施行規則（平成26年10月奈良県規則第33号。以下「施行規則」という。）及び奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）の規定を遵守し、この特約条項に従い、公契約の当事者としての社会的責任を自覚し、本協定を誠実に履行しなければならない。
- 3 この特約条項における用語の定義は、条例の定めるところによる。

(関係法令の遵守)

- 第2条 受注者は、条例第6条第2号の規定に基づき、本協定の履行について、次に掲げる事項その他の法令を遵守しなければならない。
- (1) 最低賃金法（昭和34年法律第137号）第4条第1項に規定する最低賃金の適用を受ける労働者に対し、同法第3条に規定する最低賃金額（同法第7条の規定の適用を受ける労働者については、同条の規定により減額して適用される額をいう。）以上の賃金（労働基準法（昭和22年法律第49号）第11条に規定する賃金をいう。以下同じ。）の支払を行うこと。
- (2) 健康保険法（大正11年法律第70号）第48条の規定による被保険者（同法第3条第4項に規定する任意継続被保険者を除く。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (3) 厚生年金保険法（昭和29年法律第115号）第27条の規定による被保険者（同条に規定する70歳以上の使用される者を含む。）の資格の取得に係る届出を行うこと。
- (4) 雇用保険法（昭和49年法律第116号）第4条第1項に規定する被保険者について、同法第7条の規定による届出を行うこと。
- (5) 労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和44年法律第84号）第4条の2第1項の規定による届出を行うこと。

(特定公契約履行責任者の選任)

- 第3条 受注者は、条例第9条及び施行規則第7条の規定に基づき、協定締結後速やかに、特定公契約履行責任者1人を選任し、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 2 受注者は、特定公契約履行責任者を変更したときは、速やかに、特定公契約履行責任者選任届により奈良県に報告しなければならない。
- 3 受注者は、この特約条項に関する事務を特定公契約履行責任者に行わせるものとする。

(特定労働者への明示)

- 第4条 受注者は、条例第10条及び施行規則第8条の規定に基づき、次の各号に掲げる事項を、特定労働者に明示しなければならない。
- (1) 本協定が条例に規定する特定公契約であること。
- (2) 受注者及び下請負者等は、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項の遵守を約していること。
- (3) 特定労働者は、受注者又は下請負者等が、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考えるときは、奈良県又は受注者若しくは当該下請負者等に申出をすることができること。
- 2 前項の規定による明示は、前項各号の事項を特定労働者が従事する作業場の見やすい場所に掲示する方法により行うものとする。ただし、当該事項を記載した書面を特定労働者に配布し、その受領を確認した書類を作業場に備え付けておく等の方法により行うこともできる。
- 3 奈良県は、第1項の規定による明示の状況を確認するものとする。
- 4 奈良県及び受注者は、第1項第3号による申出を受けたときは、誠実に対応しなければならない。
- 5 奈良県及び受注者は、本協定に係る業務に従事する労働者のうち、特定労働者以外

のものから、受注者が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときも、前項と同様に誠実に対応しなければならない。

- 6 受注者は、労働者が第1項第3号又は前項の申出をしたことを理由として、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(下請負者等への明示及び指導)

第5条 受注者は、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、条例第11条の規定に基づき、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、次の各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならない。

- (1) 下請負者等は、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守しなければならないこと。
 - (2) 下請負者等は、条例第12条の規定に基づき、本協定に係る賃金支払状況等について、事業者別賃金支払状況等報告書を作成し、受注者の指定する時期に、受注者に提出しなければならないこと。
 - (3) 下請負者等は、条例第13条から第15条の規定に基づき、受注者が下請負者等に対し、条例及びこの特約条項に定める義務について、必要な対応を求めたときは、応じなければならないこと。
 - (4) 下請負者等は、特定労働者から、下請負者等が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと考える旨の申出を受けたときは、誠実に対応しなければならないこと。
 - (5) 下請負者等が、本協定に係る業務の一部を他の者に請け負わせ、若しくは委託し、又は当該業務に他の者が雇用する労働者を従事させようとする場合は、本協定が条例に規定する特定公契約であることを明らかにした上で、前各号に掲げる事項の遵守を約した者を下請負者等としなければならないこと。
- 2 受注者は、下請負者等に前項の明示を行ったこと及び下請負者等が前項各号の事項を約した者であることを明らかにするため、下請負者等から、特定公契約誓約書又はその写しを徴しなければならない。
- 3 受注者は、条例第11条第2項の規定に基づき、下請負者等が本協定の履行について第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めるときは、その遵守がなされるよう、指導その他必要な措置をとらなければならない。

(賃金支払状況等の報告)

第6条 受注者は、条例第12条及び施行規則第9条の規定に基づき、奈良県が指示する時期に事業者別賃金支払状況等報告書及び賃金支払状況等報告送付書を作成し、奈良県に提出しなければならない。

- 2 受注者は、下請負者等の賃金支払状況等について、当該下請負者等から事業者別賃金支払状況等報告書を提出させ、これを取りまとめて奈良県に提出しなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し事業者別賃金支払状況等報告書の提出を指示したにもかかわらず、下請負者等が受注者に提出しなかったときは、賃金支払状況等報告送付書により、その提出を指示した日時及び方法その他必要な事項を奈良県に報告しなければならない。

(説明等の要求)

第7条 受注者は、条例第13条及び施行規則第10条の規定に基づき、奈良県が説明等を求めたときは、奈良県が指定する期限までに、説明等に係る報告書により説明等を行わなければならない。

- 2 前項の規定により説明等を求められた内容が下請負者等に係るものである場合は、受注者は、当該下請負者等に対し説明等を求め、説明等に係る報告書により奈良県に説明等を行わなければならない。
- 3 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し説明等を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に説明等を行わなかったときは、受注者は、その説明等を指示した日時及び方法その他必要な事項を、説明等に係る報告書により奈良県に報告しなければならない。

(立入調査)

第8条 奈良県は、条例第14条第1項の規定に基づき、受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をしようとする場合は、施行規則第11条の規定に基づき、受注者及び当該下請負者に通知しなければならない。

2 受注者は、奈良県の職員が前項の立入調査をするときは、その職員の求める物件を提示し又はその質問に答える等必要な協力をしなければならない。

3 受注者は、奈良県の職員が下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をするときは、立入調査に同行するとともに、当該下請負者等に対して必要な指示をし、立入調査に協力させなければならない。

4 奈良県は、条例第14条第1項に規定する場合には、同条の規定により行う立入調査のほか、県外に所在する受注者及び下請負者等の事業所又は作業場に立入調査をすることができる。この場合の立入調査の手続は、条例第14条、施行規則第11条及び前3項の例による。

(措置報告)

第9条 奈良県は、条例第15条第1項及び施行規則第12条第1項の規定に基づき、本協定の履行について、第2条各号に掲げる事項を遵守していないと認めたときは、受注者にその内容を通知するものとする。

2 受注者は、奈良県から前項による通知を受けたときは、条例第15条第2項の規定に基づき、速やかに必要な措置を講じ、奈良県が指定する期限までに、講じた措置及びその結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

3 受注者は、第1項の規定により通知を受けた内容が下請負者等に係るものであるときは、条例第15条第3項の規定に基づき、当該下請負者等に対し必要な措置を講じるよう求め、講じた措置及びその結果を報告させ、その報告された結果を措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

4 前項の場合において、受注者が下請負者等に対し報告を求めたにもかかわらず、下請負者等が受注者に報告を行わなかったときは、受注者はその報告を求めた日時及び方法その他必要な事項を、措置報告書により奈良県に報告しなければならない。

5 受注者は、第2項による必要な措置を講じる場合は、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしてはならない。

(文書の保存)

第10条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき作成し又は取得した文書を、本協定の履行完了後2年間保存しなければならない。

(個人情報の取扱い)

第11条 受注者は、条例及びこの特約条項に基づき取得した個人情報を適切に管理しなければならない。

(提出書類の様式)

第12条 この特約条項に基づく提出書類の様式は、奈良県が別に指示するところによる。

(その他)

第13条 条例、施行規則、奈良県契約規則、本協定及びこの特約条項に定めのない事項は、必要に応じて奈良県と受注者が協議して定める。

別紙 1 管理対象施設等

(1) 管理施設

①施設名

平城宮跡歴史公園

②施設の所在地

奈良県奈良市二条大路南四丁目 1 0 0 - 1 2 (朱雀大路西側)

③施設の面積

2 0 , 7 7 9 . 0 8 m²

(2) 施設内の主な建物

①天平みはらし館

・建築面積 1 , 2 7 5 . 8 9 m² 延べ床面積 1 , 7 2 1 . 8 8 m²

・鉄骨造 2 階建て

②天平つどい館

・建築面積 3 2 3 m² 延べ床面積 2 7 0 m²

・木造 1 階建て

③天平みつき館

・建築面積 1 , 0 5 8 m² 延べ床面積 9 4 5 m²

・木造 1 階建て

④天平うまし館

・建築面積 1 , 0 5 8 m² 延べ床面積 9 4 5 m²

・木造 1 階建て

(3) 管理設備

施設及び建物内に設置するすべての設備

(4)管理備品

現時点(R7.8.1)の備品は次のとおり。ただし、指定期間開始(R8.4.1)までに県が追加で購入した備品については、別途通知する。

天平みはらし館

配置予定場所	什器・備品	数量	
エントランス	傘立て	2	台
	傘入れ袋スタンド	1	台
	傘滴取り	1	台
休憩スペース	カウンターテーブル	5	基
	カウンター椅子	15	脚
	ベンチ	1	脚
更衣室・シャワー室	靴箱	2	台
	更衣室ロッカー	8	台
サロンスペース	リフレッシュテーブル	2	基
	チェア	8	脚
1Fトイレ	サニタリーボックス	9	台
	消臭抗菌マット	2	枚
展望室	会議用机	16	基
	会議用椅子	32	脚
	スクリーン	1	台
	応接セット	1	式
展望デッキ	屋外用ベンチ	4	台
	インドアマット	2	枚
2Fトイレ	サニタリーボックス	2	台
	消臭抗菌マット	1	枚
2F給湯室	スピーカー	2	台
	ミキサー	1	台
	スピーカースタンド	2	基
	マイクスタンド	2	基
	ホワイトボード	1	台
駐輪場	自転車ラック	2	基
	大人用自転車	10	台
	大人用電動自転車	5	台
	子供用自転車(20インチ)	5	台
	子供用自転車(16インチ)	5	台
	シニアカー(付属のミラー、杖ホルダー2種、防水カバー及び位置情報発信器を含む)	2	台
レンタサイクル事務所	自転車工具	1	基
	事務机	5	基
	事務いす	15	脚
	書類棚	7	台
	ロッカー	4	台
	電話	2	台
	AED	1	台
	ホワイトボード	1	台
公園事務所	受付カウンター	1	式
	キッチンキャビネット	1	台
	事務机	9	セット
	事務いす	9	脚
	書類棚	11	台
	電話	4	台
	打ち合わせ用テーブル	2	台
	打ち合わせ用イス	6	脚
	金庫	1	台
	ホワイトボード	1	台
VRシアター	プロジェクター	5	台
	有線マイク	2	本
	ワイヤレスマイク	2	本
	ガイドポール	2	本

天平つどい館

配置予定場所	什器・備品	数量	
団体集合・個人客利用エリア	映像モニター(80インチ)	1	基
	パンフレットラック	1	個
	公園MAP、紹介パネル	1	枚
	公園MAP傾斜台	1	基
	ベンチ	3	基
	コインロッカー	3	台
	傘滴取り	1	台
	AED	1	台
公園案内カウンター	受付カウンター	1	セット
	受付イス	1	脚
	バック棚	1	基
	貸出用車椅子	3	台
カウンター横事務所	職員用ロッカー	1	台
出入口	インドアマット	1	枚
倉庫	パイプいす	10	脚
トイレ	サニタリーボックス	11	台
	消臭抗菌マット	2	枚

天平みつき館

配置予定場所	什器・備品	数量	
観光案内コーナー	受付カウンター	1	セット
	受付イス	4	脚
	パンフレットラック	2	台
	デジタルサイネージ	1	基
	公園MAP、紹介パネル	1	枚
	AED	1	台
	ロッカー	1	台
	展示壁	2	枚
バス待合所	ベンチ	12	脚
	映像モニター(42インチ)	3	台
共用通路	インドアマット	2	枚
	傘滴取り	1	台
	パイプいす	32	脚
	ガイドポール	5	本
キッズコーナー	ウレタンマット	1	式
	シューズボックス	2	台
ショップバックヤード	事務机	2	台
	事務いす	2	脚
トイレ	サニタリーボックス	7	台
	消臭抗菌マット	2	枚
授乳室	オムツ交換ベッド	2	台
	オムツ回収ボックス	1	台
	授乳室チェア	3	脚
	くず入れ(ステンレス)	1	個
救護室	救護室ベッド	2	台
	事務机・イス	1	セット
	ベンチ	1	脚
警備員室	事務机・イス	2	セット
	更衣室ロッカー	3	台
清掃担当詰所	事務机	2	台
	事務いす	4	脚
	ラック	1	台
	更衣用ロッカー	1	台
乗務員控室	パイプいす	5	脚
倉庫	事務机	1	台
	スピーカー	8	台
	ラック	2	台
多目的室	会議用机	2	台
	会議用イス	2	脚
	ロッカー	3	台

天平うまし館

配置予定場所	什器・備品	数量	
交流コーナー	テーブル	10	基
遣唐使船解説コーナー 東アジアとの交流コーナー	遣唐使船解説映像モニター(80インチ)	1	基
	東アジアとの交流紹介映像モニター(42インチ)	1	基
	ヒップチェアベンチ	6	基
	展示ケース	1	基
	ガイドポール	7	本
共用通路	インドアマット	2	枚
	傘立て	1	台
	ガイドポール	10	本
トイレ	サニタリーボックス	6	台
	消臭抗菌マット	2	枚

※上記一覧は代表的なものです。一覧に記載のない備品については備品に貼付したシールでご確認ください。

令和〇〇年度 平城宮跡歴史公園 サービスの質 評価シート

実施時期	実施方法		
令和〇〇年	【アンケート回収方法】(例)来場者へアンケート用紙を直接手渡し、その場で記入してもらい、回収		
▲月～×月	【アンケート配布数】	人	【アンケート回収数】人
			【回収率】 %

分類		項目	利用者の満足度			満足している利用者の割合			指定管理者による自己評価
			前年度	今年度	前年比	前年度	今年度	前年比	
総合的な満足度									
総合サービス		スタッフの接客対応の良さ							
		スタッフの安全管理に対する意識の高さ							
		利用しやすい利用料金設定							
		来館までの案内表示のわかりやすさ							
運営業務	歴史展示 (復原遣唐使船展示・ VRシアター)	内容の充実度・わかりやすさ							
	レンタサイクル	使いやすさ・利便性							
	ジョギング・サイクリング ステーション	使いやすさ・利便性							
	団体集合施設	内容の充実度・わかりやすさ							
	観光案内所	内容の充実度・わかりやすさ							
	イベント・プログラム	内容の充実度							
		参加に適した利用料金							
		開催時期・時間の適切さ							
自主事業	飲食・物販施設	メニュー・サービスの充実度	各項目における満足度(10段階) 平均を記載			各項目において満足(10段階のうち10～6を選択)と答えた利用者の割合を記載			特に、前年と比較し満足度が低下した内容についての原因分析と今後の改善策、自由意見に対する取組内容などを記載
		取り扱い商品・内容の充実度							
		利用しやすい利用料金設定							
施設設備		施設の清潔度							
		植栽管理の適切さ							
		館内設備の満足度							
		館内の案内表示のわかりやすさ							
利用者からの自由意見									
指定管理者による総合評価									

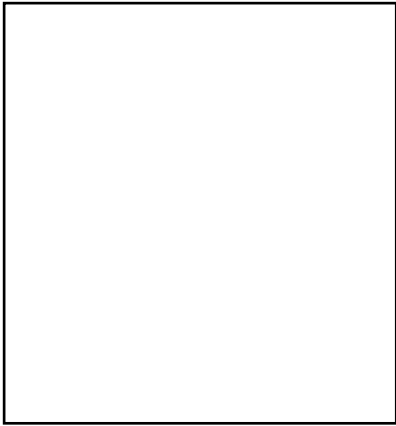
※ 利用者等満足度調査を活用して、指定管理者が提供するサービスの質を確認します。仕様書に記載した業務内容や基準をもとに指定管理者と施設所管課が協議のうえ、上記を参考に質問項目を設計します。

※ サンプル数は**100**以上とします。

※ 利用者等満足度調査を活用して、指定管理者が提供するサービスの質を確認します。仕様書に記載した業務内容や基準をもとに指定管理者と施設所管課が協議のうえ、上記を参考に質問項目を設計します。

※ サンプル数は**100**以上とします。

別紙 3 使用承認書に用いる印影



別紙４ 県と指定管理者との連絡体制（施設名：平城宮跡歴史公園）

県：公園企画課の連絡先

① 平日の通常時間帯（８：３０～１７：１５）

所管課：公園企画課

所在地：〒６３０－８５０１ 奈良市登大路町３０番地

電話番号：０７４２－２７－８９４５

FAX番号：０７４２－２７－７４８８

② 時間外緊急連絡先

１．公園企画課	歴史公園係長	〇〇	〇〇	携帯電話	〇〇〇〇
	歴史公園係	〇〇	〇〇	携帯電話	〇〇〇〇
２．公園企画課	主幹	〇〇	〇〇	携帯電話	〇〇〇〇

指定管理者：〇〇〇〇の連絡先

① 施設の開園時間帯（８：３０～１７：００）

公園管理事務所 総括責任者 〇〇〇〇

所在地：奈良市二条大路南四丁目１００－１２

電話番号：０７４２－３５－８２０１

FAX番号：０７４２－３５－８２０４

② 時間外緊急連絡先

１．指定管理者	〇〇	〇〇
携帯電話	〇〇〇〇	
自宅電話	〇〇〇〇	
２．指定管理者	〇〇	〇〇
携帯電話	〇〇〇〇	
自宅電話	〇〇〇〇	

別紙 5 年間業務計画書の書式

年 月 日

奈良県知事 様

所在地
指定管理者 名 称
代表者 印
電話番号

令和 年度 平城宮跡歴史公園管理運営業務計画書

令和 年度平城宮跡歴史公園管理運営業務を実施したいので、平城宮跡歴史公園の指定管理に関する協定書第 28 条の規定により、別添のとおり提出します。

(1) 各業務の担当を明示し、業務執行体制について

This image shows a completely blank white rectangular area enclosed within a thin black border. There are no markings, text, or illustrations present on the page.

業務名	業務内容	再委託業者名

業務名	業務内容	再委託業者名

(3)(1)の業務執行体制に基づく、人員配置計画について

業務名	氏名	役職	担当業務	備考
総括	〇〇 〇〇			総括責任者
維持管理業務	〇〇 〇〇			業務責任者
	...			

(4) 災害時、緊急時の連絡系統図について

--

(5) 施設管理者賠償責任保険、奈良県自転車条例に合致する自転車損害賠償責任保険等の加入について

--

(6) 施設の開園日、時間についての考え方、予定する開園日、開園時間について

(記載例)

- ・施設の開園日時についての考え方
- ・予定する開園日、開園時間

施設名	開園日	開園時間
① 天平つどい館		
② レンタサイクル		
③ ジョギング・サイクリング ステーション		
④ シニアカー		
⑤ 宮跡展望室（貸会議室）		
⑥ 観光案内所		
⑦ バス待合所		
⑧ 復原遣唐使船展示		
⑨ 交流スペース		
⑩ VRシアター		

(7) 利用者ニーズの把握や、その反映方法、利用者サービスの向上策について

(8) トラブルや苦情処理の対応方策について

(9) 災害訓練計画について

実施時期	訓練方法	訓練内容（対象・参加者・人数等）
（記載例） 〇〇月	〇〇棟からの避難訓練	施設職員・ボランティア 〇〇名

(10) 職員研修計画について

実施時期	研修内容	参加対象者・人数 等
(記載例)		
〇〇月	接遇研修	施設運営担当職員 〇〇名
〇〇月	急病者への対応・救命措置研修	……

(11) 個人情報保護や環境への配慮についての取組

--

4. 施設の運営計画について

(1) 施設の運營業務にかかる基本方針・運営計画

(記載例)

- ・施設の運營業務にかかる基本方針
- ・適切な施設運営のための計画・取組

(2) 施設の運営業務における目標について

※施設の運営業務にかかる具体的な目標（利用者数、満足度等）を示すこと

項目	目標	目標達成のための取組
(記載例) 復原遣唐使船の乗船人数	年間 〇〇〇人	
レンタサイクルの貸出実績	年間 ……	

(3) 施設の誘客・促進業務にかかる基本方針

(記載例示) ・施設の誘客・促進業務にかかる基本方針

(4) 広報業務計画について

実施時期	広報媒体等	実施内容

(5) イベント運営業務計画について

実施時期	開催イベント等	実施内容
------	---------	------

--	--	--

(6) 施設の誘客・促進業務における目標について

※施設の誘客・促進業務にかかる具体的な目標（利用者数、満足度等）を示すこと

項目	目標	計画・取組
(記載例) 企画展の年間参加者数	年間 ○○○人	
体験メニューの年間参加者数	年間 ……	

4. 公園施設の維持管理業務について

(1) 維持管理業務についての基本方針・計画について

(記載例) ・維持管理業務にかかる基本方針 ・適切な維持管理のための計画・取組 ※併せて、年間の作業計画表を作成すること

5. 自主事業について

(1) 飲食・物販施設運営業務にかかる基本方針及び運営計画

(記載例示) ・飲食・物販施設運営にかかる基本方針 ・魅力的な施設運営のための計画・取組
--

(2) 飲食・物販施設運営業務にかかる目標について

※飲食・物販施設運営業務における具体的な目標（利用者数、満足度等）を示すこと

項目	目標	計画・取組
（記載例） 飲食・物販施設の年間利用者数	年間 〇〇〇人	
飲食・物販施設の利用者満足度	満足度 〇〇%	

（３）その他の自主事業について

※飲食・物販施設以外の自主事業計画について記載すること

事業名	事業内容	収支計画見込
（記載例） 自動販売機設置事業	〇〇棟内に自動販売機を設置	収入 支出 収支差額

6. 収支計画

(1) 収支計画(全体)

(単位:千円)

		今年度予算額	積算内容等
収入	指定管理委託料		
	レンタサイクル利用料		
	ジョギング・ランニングステーション利用料		
	宮跡展望室利用料		
	利用料金収入		
	指定管理業務計		
	飲食施設収入		
	物販施設収入		
	その他自主事業収入		
	自主事業計		
収入計			
支出	人件費		
	広報費		
	印刷製本費		
	企画運営費		
	通信費		
	旅費		
	消耗品費		
	備品購入費		
	修繕費		
	運営費		
	清掃費		
	保守管理・点検費		
	警備費		
	植栽管理費		
	賃借料		
	光熱水費		
	保険料		
	その他経費		
	維持管理費		
	指定管理業務		
	売上原価		
	販売管理費		
	飲食施設運営費		
	売上原価		
	販売管理費		
	物販施設運営費		
	運営費		
	その他経費		
	その他自主事業		
	自主事業		
支出計			
収支差額			

(2)収支計画(指定管理業務)

(単位:千円)

		今年度予算額	積算内容等
収入	指定管理委託料		
	レンタサイクル利用料		
	ジョギング・ランニングステーション利用料		
	宮跡展望室利用料		
	利用料金収入		
	指定管理業務収入計		
支出	人件費		
	広報費		
	印刷製本費		
	企画運営費		
	通信費		
	旅費		
	消耗品費		
	備品購入費		
	修繕費		
	運営費		
	清掃費		
	保守管理・点検費		
	警備費		
	植栽管理費		
	賃借料		
	光熱水費		
	保険料		
	その他経費		
	維持管理費		
	指定管理業務支出計		
収支差額			

(3)収支計画(自主事業)

(単位:千円)

		今年度予算額	積算内容等
収入	飲食施設収入		
	物販施設収入		
	その他自主事業(〇〇〇事業)		
	その他自主事業(□□□事業)		
	自主事業収入計		
支出	売上原価		
	人件費		
	販売促進費		
	光熱水費		
	維持管理費		
	減価償却費		
	公園施設使用料		
	その他経費		
	販売管理費		
	飲食施設運営費		
	売上原価		
	人件費		
	販売促進費		
	光熱水費		
	維持管理費		
	減価償却費		
	公園施設使用料		
	その他経費		
	販売管理費		
	物販施設運営費		
	運営費		
	...		
	その他経費		
	その他自主事業(〇〇〇事業)		
	運営費		
	...		
	その他経費		
	その他自主事業(□□□事業)		
	自主事業支出計		
収支差額			

別紙6 業務実績報告書の書式

年 月 日

奈良県知事 様

所在地
指定管理者 名 称
代表者 印
電話番号

令和 年度 平城宮跡歴史公園管理運営業務報告書

令和 年度平城宮跡歴史公園管理運営業務を完了したので、平城宮跡歴史公園の指定管理に関する協定書第29条の規定により、別添のとおり報告します。

1. 業務の実施状況に関する事項

(1) 管理運営状況

管理運営状況（全般）
問題点・課題
問題点・課題への対応

(2) 業務の実施状況

①施設の運営に係る業務

ア) 施設の運営業務実施状況

--

イ) 施設の運営業務における目標の達成に関する事項

項目	達成度及び評価
※業務計画に記載した項目を記載	

ウ) 施設の誘客・促進業務実施状況

--

エ) 広報業務実施状況

実施時期	広報媒体等	実施内容

オ) イベント運営業務実施状況

実施時期	実施メニュー等	実施内容

カ) 施設の誘客・促進業務における目標の達成に関する事項

項目	達成度及び評価
※業務計画に記載した項目を記載	

②施設の維持管理業務

ア) 維持管理業務実施状況

--

イ) 施設・設備の保守点検実績

実施期間	点検項目	点検結果等

ウ) 施設・設備の修繕実績

実施期間	修繕項目	修繕結果等
------	------	-------

③自主事業に関する業務

ア) 飲食・物販施設の管理運営業務実施状況

--

イ) 飲食・物販施設の施設の管理運営業務における目標の達成に関する事項

項目	達成度及び評価
※業務計画に記載した項目を記載	

ウ) その他の自主事業実施状況

実施時期	事業名	実施内容

(3) 委託した業務

業務名	業務内容	委託業者名

(4) 利用者ニーズの把握状況（アンケートの実施、利用者満足度調査 等）

実施時期	実施内容	分析及び運営への反映状況

(5) 災害訓練実施状況

実施日時	訓練内容	実施状況

(6) 職員研修実施状況

実施日時	研修内容	研修成果

(7) 個人情報保護や環境への配慮についての取組

取組項目	実施状況・評価

(1)利用料金を伴う施設の実績

(2)利用料金を伴わない施設の実績

[illegible]

3. 収支状況

(1) 収支状況(全体)

(単位:千円)

		予算額	決算額	差引	備考
収入	指定管理委託料				
	レンタサイクル利用料				
	ジョギング・ランニングステーション利用料				
	宮跡展望室利用料				
	利用料金収入				
	指定管理業務計				
	飲食施設収入				
	物販施設収入				
	その他自主事業収入				
	自主事業計				
収入計					
支出	人件費				
	広報費				
	印刷製本費				
	企画運営費				
	通信費				
	旅費				
	消耗品費				
	備品購入費				
	修繕費				
	運営費				
	清掃費				
	保守管理・点検費				
	警備費				
	植栽管理費				
	賃借料				
	光熱水費				
	保険料				
	その他経費				
	維持管理費				
	指定管理業務				
	売上原価				
	販売管理費				
	飲食施設運営費				
	売上原価				
	販売管理費				
	物販施設運営費				
	運営費				
	その他経費				
	その他自主事業				
	自主事業				
支出計					
収支差額					

(2)収支状況(指定管理業務)

(単位:千円)

		予算額	決算額	差引	備考
収入	指定管理委託料				
	レンタサイクル利用料				
	ジョギング・ランニングステーション利用料				
	宮跡展望室利用料				
	利用料金収入				
	指定管理業務収入計				
支出	人件費				
	広報費				
	印刷製本費				
	企画運営費				
	通信費				
	旅費				
	消耗品費				
	備品購入費				
	修繕費				
	運営費				
	清掃費				
	保守管理・点検費				
	警備費				
	植栽管理費				
	賃借料				
	光熱水費				
	保険料				
	その他経費				
	維持管理費				
	指定管理業務支出計				
収支差額					

(3)収支状況(自主事業)

(単位:千円)

		予算額	決算額	差引	備考
収入	飲食施設収入				
	物販施設収入				
	その他自主事業(〇〇〇事業)				
	その他自主事業(□□□事業)				
	自主事業収入計				
支出	売上原価				
	人件費				
	販売促進費				
	光熱水費				
	維持管理費				
	減価償却費				
	公園施設使用料				
	その他経費				
	販売管理費				
	飲食施設運営費				
	売上原価				
	人件費				
	販売促進費				
	光熱水費				
	維持管理費				
	減価償却費				
	公園施設使用料				
	その他経費				
	販売管理費				
	物販施設運営費				
	運営費				
	その他経費				
	その他自主事業(〇〇〇事業)				
	運営費				
	その他経費				
	その他自主事業(□□□事業)				
	指定管理業務への繰出				
	自主事業支出計				
収支差額					

別紙 7 例月業務報告書の書式

年 月 日

奈良県知事 様

所在地
指定管理者 名 称
代表者 印
電話番号

平城宮跡歴史公園管理運営業務 例月業務報告書
(令和 年 月)

令和 年 月分の平城宮跡歴史公園管理運営業務の例月業務について、平城宮跡歴史公園の指定管理に関する協定書第 30 条の規定に基づき別添のとおり報告します。

1. 管理施設の利用状況及び料金収入実績に関する事項

(1) 平城宮跡歴史公園展望室(貸会議室)利用実績

		利用 件数	利用 者数	利用料金	利用 件数 計	利用 者数 計	利用料金 計	運営 日数 (a)	利用 日数 (b)	稼働率 (b)/(a)
展望室A (東)	9時-13時									
	13時-17時									
	9時-17時									
展望室B (中央)	9時-13時									
	13時-17時									
	9時-17時									
展望室C (西)	9時-13時									
	13時-17時									
	9時-17時									

(2) 平城宮跡歴史公園ジョギング・サイクリングステーション利用実績

	利用者数 (平日)	利用料金 収入	利用者数 (土日祝)	利用料金 収入	利用者数 計	利用料金 収入計
更衣室(ロッカー)利用						
シャワー利用						

(3) 平城宮跡歴史公園レンタサイクル利用実績

	利用台数 (平日)	利用料金 収入	利用台数 (土日祝)	利用料金 収入	利用台数 計	利用料金 収入計
電動アシスト 自転車						
普通自転車						

(4) 平城宮跡歴史公園復原遣唐使船・VRシアター・シニアカー利用実績

	利用者数 (平日)	利用者数 (土日祝)	利用者数 計
復原遣唐使 船			
VRシアター			
シニアカー			

2. 施設の誘客・促進業務にかかる業務実績

※実施した企画展等（自主事業によるイベントも含む）について記載

実施日	業務内容	実績
○月○日	○○企画展 ○○に関する企画展示	参加者 ○○人

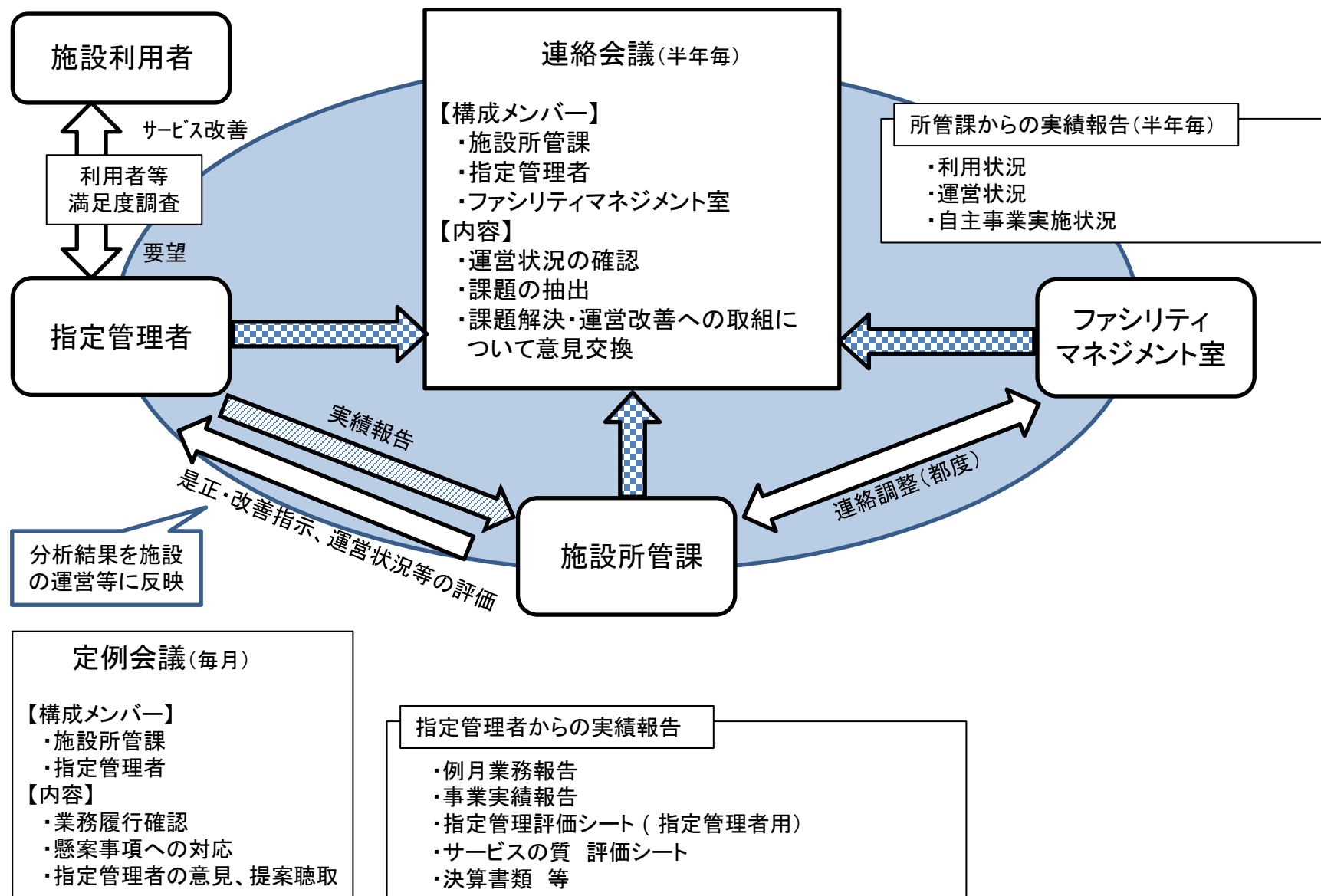
3. 維持管理、保守点検、修繕に関する事項

実施日	実施箇所	実施内容

4. 利用者からの要望、苦情、トラブル等の対応状況に関する事項

年月日	要望、苦情、トラブル等の内容	対応状況

指定管理者制度導入施設の定期モニタリングについて



別紙 9 利用料金承認申請書の書式

平城宮跡歴史公園利用料金承認申請書

年 月 日

奈良県知事 様

	所在地	
指定管理者	名称	
	代表者	印
	電話番号	

奈良県立都市公園条例第 20 条第 2 項の規定により、利用料金の額を別紙のとおり定
めたいので、申請します。

別添 平城宮跡歴史公園管理運営業務仕様書